

平成 2 7 年度

教育委員会の点検・評価報告書（案）
（平成 2 6 年度対象）

平成 2 7 年 9 月
島根県教育委員会

目次

はじめに

1	点検・評価の趣旨	1
2	点検・評価の構成	1
3	施策体系表	2

平成26年度の点検・評価

1	平成26年度の島根県教育委員会委員の活動状況について	3
2	第2期しまね教育ビジョン2.1取組状況の点検・評価	
	施策1 教育目標「向かっていく学力」関連	7
	施策2 教育目標「広がっていく社会力」関連	14
	施策3 教育目標「高まっていく人間力」関連	19
	施策4 「島根の教育目標を達成するための基盤」関連	25
3	島根県総合教育審議会の意見	43

はじめに

1 点検・評価の趣旨

平成19年6月に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され（平成20年4月1日施行）各教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに公表することとされました。

県教育委員会では、本県教育の基本理念や施策の方向性を示した「第2期しまね教育ビジョン21」（平成26年7月策定）の取組について、総合教育審議会の意見を得て、「教育委員会の点検・評価」を実施し、本報告書にまとめました。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）」
（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）
第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 点検・評価の構成

（1）項目

点検・評価の対象項目を「第2期しまね教育ビジョン21」の施策とし、施策ごとに点検・評価をします。

（2）取組の基本方針

「第2期しまね教育ビジョン21」の【基本方針】を転載しています。

（3）平成26年度取組の概要

平成26年度に実施した主な取組の実施状況、成果等を記載します。

（4）評価、今後の対応

取組の概要や進捗状況を踏まえ、施策の評価、今後の対応を記載します。

（5）その他

この報告書のほか、別途、議会に提出した「予算執行の実績並びに主要施策の成果」のうち該当部分についても、点検・評価の結果に関する報告書と見なすものとします。

3 施策体系表

島根の教育目標	施策番号	施策名
向かっていく学力	1	(1) 学力の育成
		(2) ものづくり活動の推進
		(3) 情報教育の推進
		(4) 読書活動の推進
広がっていく社会力	2	(1) 社会性の育成
		(2) コミュニケーション能力の育成
		(3) 国際理解教育の推進
		(4) ふるさと教育の推進
		(5) 学び直しや就労に向けての支援
高まっていく人間力	3	(1) 心の教育の推進
		(2) 「しまねのふるまい」の推進
		(3) 人権教育の推進
		(4) いじめ・不登校に対する取組の充実
		(5) 文化活動の推進
島根の教育目標を達成するための基盤	4	(1) キャリア教育の推進
		(2) 特別支援教育の推進
		(3) 幼児教育の充実
		(4) 離島・中山間地域の教育力の確保
		(5) 私立学校への支援
		(6) 「生きる力」を支える健康づくり
		(7) 学び続ける教員の育成と学校マネジメントの確立
		(8) 安全・安心な教育環境の整備
		(9) 学校・家庭・地域の連携・協力による教育の推進
		(10) 社会教育の振興
		(11) 生涯・競技スポーツの推進
		(12) 文化財の保存・継承と活用

平成26年度の点検・評価

1 平成26年度の島根県教育委員会委員の活動状況について

(1) 教育委員会会議の開催状況

島根県教育委員会では、平成26年度に15回の教育委員会会議を開催し、議決事項43件、承認事項12件、協議事項4件、報告事項88件、その他事項2件について審議を行いました。

(単位：件)

回数	開催年月日	議決	承認	協議	報告	その他	計	傍聴者 (人)
1	平成26年4月22日(火)	2	1	1	11	-	15	3
2	平成26年5月19日(月)	6	-	1	4	-	11	3
3	平成26年6月11日(水)	1	-	-	7	-	8	4
4	平成26年6月21日(土)	1	-	-	-	-	1	-
5	平成26年7月10日(木)	5	-	-	4	-	9	2
6	平成26年8月26日(火)	1	1	-	9	-	11	3
7	平成26年9月5日(金)	4	-	-	9	1	14	4
8	平成26年10月17日(金)	3	-	1	10	1	15	2
9	平成26年11月10日(月)	5	2	-	6	-	13	2
10	平成26年12月17日(水)	2	1	-	7	-	10	3
11	平成27年1月21日(水)	2	-	-	5	-	7	2
12	平成27年2月13日(金)	1	6	-	6	-	13	1
13	平成27年2月22日(日)	3	-	-	1	-	4	-
14	平成27年3月12日(木)	2	1	1	4	-	8	2
15	平成27年3月25日(水)	5	-	-	5	-	10	2
計		43	12	4	88	2	149	33

(2) 意見交換の実施

教育委員協議会の実施

教育課題への認識を深めるとともに、教育委員の意見を課題解決に反映させるため、教育委員協議会を開催し、意見交換を行いました。

回数	開催年月日	件数
1	平成26年4月22日(火)	3
2	平成26年5月19日(月)	6
3	平成26年6月11日(水)	5
4	平成26年7月10日(木)	5
5	平成26年8月26日(火)	3
6	平成26年9月5日(金)	1
7	平成26年10月17日(金)	3
8	平成26年11月10日(月)	3
9	平成27年1月21日(水)	4
10	平成27年2月13日(金)	2
11	平成27年2月22日(日)	1
12	平成27年3月12日(木)	3
13	平成27年3月25日(水)	1
計		40

教育懇話会への参加

地域の教育関係者が参集する教育懇話会に出席し、教育課題について意見交換を行いました。

開催年月日	開催地	テーマ
平成26年8月20日(水)	西ノ島町	キャリア教育について
平成26年10月14日(火)	松江市	キャリア教育について
平成26年10月29日(水)	浜田市	キャリア教育について

(3) 教育現場等の視察

学校視察

学校現場の実状を把握することによって、教育課題への認識を深めるとともに、教育委員会会議における審議に活かすため、学校訪問等の視察を行いました。

視察年月日	視察先
平成26年5月20日(火)	松江商業高等学校、松江南高等学校
平成26年8月21日(木)	隠岐島前高等学校
平成26年8月22日(金)	隠岐養護学校、隠岐水産高等学校
平成26年10月15日(水)	松江市立竹矢小学校、松江市立八束学園
平成26年10月30日(木)	大田市立大田西中学校、大田市立五十猛小学校
平成26年12月8日(月)	出雲市立向陽中学校、平田高等学校

公安委員会委員との合同視察

教育行政と警察行政の双方に関連するテーマについて共通の認識を深めるとともに、相互の連携強化を図るため、公安委員会委員との合同視察を行いました。

【視察年月日】平成27年1月21日(水)

【視察場所】島根県中央児童相談所
島根県警察学校

(4) その他の活動

各種会議への出席

全国都道府県教育委員会連合会、中国五県教育委員会委員全員協議会などに出席し、教育行政に関する情報収集に努めるとともに、他の都道府県の教育委員との意見交換を行いました。

開催年月日	会議名	開催地
平成26年7月17日(木) 7月18日(金)	全国都道府県教育委員会連合会総会 全国都道府県教育委員会連合会教育委員長協議会	福岡県
平成26年10月7日(火)	新任教育委員研究協議会	東京都
平成26年11月17日(月)	中国五県教育委員会委員全員協議会	鳥取県
平成27年1月26日(月)	全国都道府県教育委員会連合会総会 全国都道府県教育委員会連合会教育委員長協議会	東京都

国体選手の激励

7月を国体選手競技力レベルアップ月間と定め、各競技の強化練習会、強化試合の会場を訪問し、選手の激励を行いました。

激励年月日	競技名	会場
平成26年7月6日(日)	なぎなた	出雲市
平成26年7月12日(土)	銃剣道	出雲市
平成26年7月12日(土)	ラグビー	江津市
平成26年7月19日(土)	フェンシング	安来市
平成26年7月19日(土)	卓球	出雲市
平成26年7月27日(日)	サッカー	江津市

2 「第2期しまね教育ビジョン21」取組状況の点検・評価

施策1 教育目標「向かっていく学力」関連

1 - (1) 学力の育成

【基本方針】

学校・家庭・地域での学力観の共有

学力(学ぶ力・学んだ力)とは何かという学力観についてわかりやすい形にまとめ、学校・家庭・地域で共有し、教職員・子どもたち・保護者が共通認識を持って行動することができるよう取り組みます。

学ぶ力・学んだ力を高める授業の推進

小学校段階から、学力の基盤となる言語に関する能力をはじめとした基礎・基本の定着を図るなど、「学んだ力(知識や技能などを身に付けたり、それらを活用したりする力)」を高めるとともに、「学ぶ力(主体的に学び、向上しようとする力)」を高める授業の工夫・改善を推進します。

学力調査結果の分析に基づく授業の改善

学校における学力育成策の立案にあたっては、計画、実行だけでなく、その前後の学力調査結果などのデータ分析や検証まで含めたPDCAサイクルとなるようにし、授業の改善に取り組みます。

教員の指導力向上のための指導・研修の充実

教員の指導力向上のための指導と研修を抜本的に見直し、効果測定を必ず行うなどPDCAサイクルを確立することにより、指導・研修が学校教育の一層の充実につながるよう取り組みます。

家庭学習の充実に向けた取組の推進

家庭学習の必要性やあり方について家庭に対して積極的に情報提供し、情報共有と相互理解の上、基本的生活習慣の定着や家庭学習の習慣化を図ることを通して、家庭学習の充実につながるよう取り組みます。

学校のマネジメント力の向上

集中して授業に取り組める良好な教育環境の整備、保護者との信頼関係の構築、学校種間の連携の推進などを実現するための学校のマネジメント力を高めます。

【平成26年度の取組の概要】(教育指導課)

学校・家庭・地域での学力観の共有

- ・県教育委員会と市町村教育委員会と協同で、しまねの学力育成推進プラン(以下「プラン」という。)を策定し、ビジョンで示す学力やプランに基づいた取組についてわかりやすい形でまとめ、「教育しまね」で各家庭に発信した。
- ・プランの機関紙を発行し、その中で家庭向けのページを設け、めざす学力について学校を通じて家庭に発信した。

学ぶ力・学んだ力を高める授業の推進

- ・言語活動の充実や見通し・振り返り学習の徹底など、学習意欲の向上や学習内容の定着に効果がある授業の在り方についての研修を実施するとともに、めざす授業のポイントについての理解が進むよう、教職員への働きかけを行った。
- ・若手・中堅教員の授業力を向上させるとともに、指導力のある教員のノウハウを次代に継承する取組を実施した。

学力調査結果の分析に基づく授業の改善

- ・全国学力・学習状況調査の活用が進むよう、各学校が全国調査の結果を分析し、活用するための分析シートを提供した。また、小学生21,645人、中学生17,969人を対象に県学力調査を実施し、学力調査結果を生かした授業改善が進むよう、各学校の学力育成推進リーダーを対象とした研修を実施した。

教員の指導力向上のための指導・研修の充実

・教員研修について、県教育センターにおける研修や校内研修を充実するために、研修を精選・重点化する方向で検討を行った。

・学校訪問指導について、これまでの単発型の学校訪問指導に加え、学校の主体的取組を支援するための継続型の学校訪問指導を取り入れるなど、訪問指導の在り方についての見直しを行った。

家庭学習の充実に向けた取組の推進

・「家勉充実・授業改善プロジェクト事業」を実施し、県内の中学校6校を指定して家庭学習の充実につながる授業改善についての研究を行い、その成果をリーフレットにまとめて各学校に配付した。

・授業の補充や家庭での学習等に使えるプリントを小学校に配信、家庭学習に活用した。

学校のマネジメント力の向上

・学校のマネジメント力を高めるため、管理職ばかりでなく、すべての教職員が学校マネジメントを意識して教育活動に取り組んでいけるよう、「島根県公立学校教員人材育成基本方針」「学校管理職等育成プログラム」を策定した。

【評価、今後の対応】(教育指導課)

学校・家庭・地域での学力観の共有

・プランに基づいた取組やめざす学力(学ぶ力・学んだ力)について、「教育しまね」や機関紙を通してすべての家庭に発信することで、学力についての家庭での理解が効果的に進んだ。

・プランに基づいた取組についても、機関紙を通して、家庭への発信を引き続き行っていく。

学ぶ力・学んだ力を高める授業の推進

・各小中学校の学力育成リーダーを対象とした研修では、研修内容を工夫することで、研修参加者の授業改善への意欲を高めることができた。

・高校教員の「教科リーダー養成事業」では、今後対象教科を5教科から8教科に広げて、すべての校種におけるリーダー教員を育成する。また、これまで育成してきたリーダー教員を各学校の教科指導研修の講師として活用し、学校現場の教科指導力向上を図る。

・中学校3年生の数学の勉強が好きな割合が55.1%で、全国平均(56.6%)に比べて低い状況であり、学習意欲などの学ぶ力を育む授業改善を一層充実させていく。

学力調査結果の分析に基づく授業の改善

・学力育成推進リーダーを対象とした研修により、各学校での校内研修の充実につなげることができた。

・今後、全国学力・学習状況調査を活用した指導の改善が進むよう、県教育委員会で自校採点支援資料を作成して提供したり、県学力調査の実施時期・内容を見直したりするなどして、県学力調査と全国学力調査を生かしたPDCAサイクルをより機能させ、授業の改善を図っていく。

教員の指導力向上のための指導・研修の充実

・教員研修については、校内研修の場を保障し、一つ一つの研修のPDCAサイクルが機能するように研修内容を大幅に改善できた。

・学校訪問指導について、学校の主体的取組を支援する内容に改善することができた。今後は新しいしくみのもとで、教員の指導力を向上させるための指導・研修を充実させていく。

家庭学習の充実に向けた取組の推進

・学校において、児童一人一人の学習のペースや課題に応じたプリントを提供し、学習習慣の確立を図る取組を推進することができた。今後は、プリントの活用方法についての資料を学校に提供し、効果的な活用ができるようにしていく。

・家庭学習の充実につながる取組についての市町村への委託研究は、平成26年度までの3年間の取組が終了したことから、研究成果をまとめたリーフレットを活用し、家庭学習の充実を図っていく。

学校のマネジメント力の向上

・「島根県公立学校教員人材育成基本方針」「学校管理職等育成プログラム」の策定を通して、学力育成のための学校マネジメントの重要性について、教職員の意識を高めることができた。

- ・今後、「学校管理職等育成プログラム」に基づき、管理職研修の方法を大幅に改善するとともに、キャリアステージ（職層）に応じた教職員の資質・能力の育成を図り、すべての教職員が学校マネジメントを意識して教育活動に取り組んでいけるようにする。

1 - (2) ものづくり活動の推進

【基本方針】

小・中学校におけるものづくり活動の推進

ものづくりの楽しさや喜びを体験させる中で、技術に関する理解を深め、技術を適切に活用できる能力や実践的な態度の育成に取り組みます。

専門高校における産業人材の育成

本県のものづくり産業を担う人材を育成するため、専門高校を中心に、高等学校でのものづくり教育を推進します。また、技術の高度化の進行に対応するために、より専門的な知識や技能を持つ人材の育成に取り組みます。

【平成26年度の実施の概要】(教育指導課)

小・中学校におけるものづくり活動の推進

- ・社団法人島根県建設業組合連合会の協力を得て「ものづくりマイスター」を中心として各学校でのものづくり教室を実施した。
- ・島根県技術・家庭科研究会の主催する中学生ものづくり競技大会を後援するなど、生徒のものづくり活動への参加を促進した。

専門高校における産業人材の育成

- ・生徒が地域や地元企業と連携し、課題解決学習に取り組む「産学官連携による課題研究事業」を専門高校を対象として実施した。(実績：15校、42テーマ)
- ・専門高校の生徒による学習成果の発表の場である全国産業教育フェアロボット競技大会部門に出雲工業高校、松江工業高校が、フラワーアレンジメントコンテストに松江農林高校、益田翔陽高校が出場した。また、高校生ロボット相撲全国大会自立型部門では出雲工業高校が優勝した。
- ・産業技術の高度化に対応するため、県内7校で3Dプリンタを活用し、課題研究等においてものづくり学習を行った。

【評価、今後の対応】(教育指導課)

小・中学校におけるものづくり活動の推進

- ・各学校でのものづくり教室の実施により、小中学生がものづくりの楽しさを体験し、地域産業への理解を深めることができた。今後も地元の「ものづくりマイスター」と連携を強化し、児童生徒の地域産業やものづくりへの興味・関心を高めるために推進する。
- ・中学生ものづくり競技大会への参加により、生徒のものづくりに対する意欲や自身の技術を高めることができたことから、今後も生徒のものづくりへの取組を推進する。

専門高校における産業人材の育成

- ・「産学官連携による課題研究事業」により、生徒の専門知識や技術の習得につながった。また、地元企業との連携により、生徒の地元企業への理解が深まり、職業観・勤労観の育成につながったことから、今後も地元企業との連携を一層強化し、地域産業を支える人材の育成を図る。
- ・すべての専門高校で実施している「課題研究」の質の向上を図るため、さらに産学官連携による課題研究の実施を呼びかけ、テーマ数の増加をめざす。
- ・全国産業教育フェアへの参加は、全国レベルの高い技術や専門性を学ぶよい機会となっていることから、今後も県内高校生の専門性を高めるために積極的な参加を促す。

- ・3Dプリンタを活用した授業は、新技術についての理解を深めると共に、生徒の興味・関心を高めることにつながっていることから、今後も活用を推進する。

1 - (3) 情報教育の推進

【基本方針】

調べ学習やICT機器を活用した授業等による情報活用能力の育成

学校図書館を活用した調べ学習やICT機器を活用した授業等を通して、情報を活用する力を育みます。また、インターネット等を活用し、全世界とつながり、国内外の多様な人々との交流を図る学校活動を展開します。

教員の情報活用能力の向上

学校の情報化の基盤となる教員の情報リテラシー及びICT機器の活用能力を向上させる研修の充実を図ります。

情報モラルの育成と保護者への啓発の推進

情報化の弊害について、学校、家庭や警察などが連携し、小学校の早い段階から子どもたちに対して危険性の周知や情報モラルの育成に取り組むとともに、保護者への啓発などを行います。

インターネット利用上の課題に対応するネットパトロールの実施

インターネット上の掲示板、SNS等における誹謗中傷やいじめ等の課題に対応するため、引き続きネットパトロールを行います。

【平成26年度の取組の概要】(教育指導課、保健体育課)

調べ学習やICT機器を活用した授業等による情報活用能力の育成

- ・発表力を高める「しまね調べ学習プレゼンテーションコンテスト」を実施。小・中・高校生21名が予選に参加し、本選会で9組がプレゼンテーションを行った。本選会の様子をポスターとしてまとめ県内に配布し、普及を図った。
- ・学校図書館活用教育研究事業を実施する小・中学校14校を指定して非常勤講師を配置し、司書教諭を中心とした学校図書館活用教育の研究、実践、普及を図った。14校は年2回の公開授業等を通して研究の成果を近隣の学校に公開した。
- ・教員を対象とした学校図書館活用教育の研修を県内5箇所で開催し、学校図書館活用教育の普及を図った。
- ・ICT機器を活用した高校での新たな学びを推進するため、モデル事業の指定校でプロジェクタや実物投影装置等のICT環境を整備した。

教員の情報活用能力の向上

- ・県教育センターにおいて、教員の情報活用能力の向上を図る研修内容の質の向上を図った。

情報モラルの育成と保護者への啓発の推進

- ・インターネット等の利用が子どもたちの健康被害や生活習慣の乱れにつながらないように「健康づくりサポート事業」を実施し、指定校による調査・研究や健康問題解決への対処スキルの研修を充実させた。
- ・メディアの専門家が学校へ出向き、子どもや保護者、地域住民等に過度なメディア接触の健康被害等の実態や対策について講義・授業を行った。
- ・情報モラルにかかる啓発を目的とした、各学校への定期的なメールマガジンを配信した。

インターネット利用上の課題に対応するネットパトロールの実施

- ・年間に小学校で各2回、中学校・高校・特別支援学校で各12回のネットパトロールを実施した。

【評価、今後の対応】(教育指導課、保健体育課)

調べ学習やICT機器を活用した授業等による情報活用能力の育成

- ・学校図書館を活用した調べ学習は、小中学校で年々浸透してきており、学校で実施される情報活用スキル学習の種類や図書館を活用して授業を行った教科が増えてきている。
- ・学校図書館活用教育研究事業では、図書館担当教職員と学級担任、教科担当が連携した図書館活用教育により、情報活用能力が育成された。今後も学校図書館活用教育を推進していく。
- ・「ICTの活用による新たな学び推進モデル事業」の指定校3校(松江北、飯南、益田翔陽)のICT環境整備はできたので、今後はICT機器を活用し、協働型・双方向型授業の実施について研究していく。

教員の情報活用能力の向上

- ・文部科学省が実施した平成25年度「学校における教育の情報化の実態」調査では、「教材研究などにICTを活用する能力」が77.3%(全国平均80.9%)、「児童・生徒のICT活用を指導する能力」が60.1%(全国平均64.5%)で、いずれも全国平均を下回っており、ICT活用能力の向上がさらに必要である。
- ・教員の情報活用能力のさらなる向上を図るため、県教育センターの出前講座を増やし、学校のニーズにこたえた研修の充実を図る。

情報モラルの育成と保護者への啓発の推進

- ・子どもたちが、平日1日1時間以上テレビやビデオ・DVDを見たり、聞いたりする割合やインターネット(携帯電話やスマートフォンを使う場合も含む)を利用する割合は減少してきたが、テレビゲームを1日1時間以上(コンピューターゲーム・携帯式のゲームを含む)行う割合は増加している。(小学校6年生は平成25年度44.7%、平成26年度46.9%、中学3年生は平成25年度41.0%、平成26年度49.9%)
- ・「健康づくりサポート事業」の指定校で健康教育プログラムの研究を行い、その研究成果を県内の学校に普及啓発していく。
- ・メディアの専門家派遣校は、平成25年度が34校、平成26年度が61校と、各学校からの要請が年々高まる傾向にあることから、今後は専門家のネットワークづくりを進め、関係部局と連携しながら、各学校の状況に配慮して講師を派遣することで、子どもたちの望ましい生活習慣の確立を目指す。
- ・各学校等で子どもだけでなく保護者に対しても啓発がしやすいようにイラストなどを使ったわかりやすい資料づくりを心掛けていく。

インターネット利用上の課題に対応するネットパトロールの実施

- ・インターネット上での問題発言の検出数は、平成25年度の3,618件と比較して平成26年度は4,283件と増加した。特に中学校の検出数については、平成25年度336件が平成26年度1,045件と大幅に増加しており、中学生の携帯・スマートフォンの保有率上昇と相まって、問題発言投稿の増加につながっていると想定され、ネットパトロールの重要性は高まっている。
- ・インターネット利用における個人情報流出の防止や、インターネット上で誹謗中傷などを行わないことなど、児童生徒がインターネット利用に際しての正しい知識を持つことが重要であり、啓発についても積極的に推進していく。

1 - (4) 読書活動の推進

【基本方針】

読書習慣の確立に向けた取組の推進

学校・家庭・地域において、子どもたちが本に親しみ、読書の楽しさを感じることができる活動・機会を充実させるとともに、子どもたちの読書活動を支える人材や環境を整えるなど、読書習慣の確立に向けた取組を推進します。

学校図書館の充実・活用の推進

県立学校や市町村における学校司書等の配置の促進により、「人のいる学校図書館」の環境を整えるとともに、地域のボランティア等の協力を得て学校における読み聞かせの取組を推進します。

学校図書館を活用した情報活用能力の育成

学校図書館を各教科等で活用することを通して、情報を適切に活用して思考・判断・表現する力を育成します。

【平成26年度の取組の概要】(教育指導課、社会教育課)

読書習慣の確立に向けた取組の推進

- ・「子ども読書しまね」の実現に向け、各市町村教育委員会と公共図書館に企画公募し、県内3箇所ではしまね子ども読書フェスティバルを開催した。
- ・未就学児の読書習慣の定着を目指し、県立図書館に配備し全市町村に寄託している「しまね子育て絵本」について、引き続き、幼稚園、保育所、その他未就学児が集まる施設等で活用した。
- ・障がいの種類や発達の段階に対応した種類の異なるバリアフリー図書を、県立図書館及び西部読書普及センターに整備した。県立図書館の配送システムを利用して特別支援学校等への団体貸出を行い、松江・浜田地区以外の子どもの利用も進んでいる。
- ・県東西部で「バリアフリー図書活用講座」を開催したほか、県立図書館の展示でバリアフリー図書を紹介することで、図書館の一般利用者に向けても啓発を行った。

学校図書館の充実・活用の推進

- ・県立高校では、11学級以下の高校16校に非常勤嘱託職員の学校司書を配置した。また、勤務年数の短い学校司書の研修を推進した。
- ・県内全小中学校の学校図書館を「人のいる学校図書館」にするために学校司書等配置事業を実施し、学校司書等を配置する市町村に対して財政支援を行った。
- ・司書教諭の発令率を高め、学校図書館教育を推進するため、司書教諭養成の支援を行った。
- ・教職員や地域のボランティアによる読み聞かせは、小学校の99%、中学校の53%で実施された。
- ・県立図書館では、小・中学校図書館に配置された学校司書、学校図書館ボランティアに対する初任者研修等を開催した。

学校司書研修：9回開催し、延べ683人が参加

学校図書館ボランティア研修：3回開催し、延べ42人が参加

学校図書館活用教育研修会：2回開催し、延べ192人が参加

学校図書館を活用した情報活用能力の育成

- ・学校図書館活用教育研究事業を実施する小・中学校14校を指定して非常勤講師を配置し、司書教諭を中心とした学校図書館活用教育の研究、実践、普及を図った。14校は年2回の公開授業等を通して研究の成果を近隣の学校に公開した。
- ・教員を対象とした学校図書館活用教育の研修を県内5箇所で実施し、学校図書館活用教育の普及を図った。

【評価、今後の対応】(教育指導課、社会教育課)

読書習慣の確立に向けた取組の推進

- ・しまね子ども読書フェスティバルでは、各市町村が主体となり「読みメン」イベントや読書ボランティアによるブックトークなどの活動が行われ、子ども読書活動の普及・啓発につながった。
- ・「しまね子育て絵本」については、平成27年4月の調査によると、ほぼ100%の幼稚園や保育所に周知が図られ、約45%の幼稚園や保育所が利用している。また、親子読書アドバイザーの活用も進んできている。
- ・今後もこれらの活動を通し、各地域での子ども読書活動がより推進されるよう、取組を促すとともに支援をしていく。
- ・バリアフリー図書の整備によって、すべての子どもの読書を保障する環境が整いつつある。
- ・今後もバリアフリー図書の利用拡大に努めるとともに、障がいのない人への啓発も含め、活用を広

げていく。

学校図書館の充実・活用の推進

- ・県立高校では学校司書を配置することで、配置前に比べて、図書貸出数、図書館を活用した授業数・教科数、他図書館等との相互貸借数などが増加している。今後も司書教諭、学校司書の研修の機会を設け、学校図書館活用教育が推進されるように働きかける。
- ・公立小中学校では、学校司書等がすべての学校に配置され、勤務時間も徐々に長くなってきている。また、司書教諭は小学校82%、中学校73%の学校で発令された。今後も引き続き学校司書の配置及び司書教諭の発令が進むよう市町村に働きかける。
- ・司書教諭の養成を支援することが司書教諭発令率の向上の一因となっていることから、引き続き、学校において有資格者数を増やすことができるよう支援を継続する。
- ・今後も地域のボランティアへの働きかけなどを学校司書の研修等に入れ、読み聞かせの推進につなげる。
- ・公立小中学校図書館に配置された学校司書や学校図書館ボランティアを対象に県立図書館が実施した研修によって、学校図書館業務従事者のスキル向上が図られた。
- ・今後も学校司書等の専門性を高めるための人材養成研修を継続して取り組んでいく。

学校図書館を活用した情報活用能力の育成

- ・学校図書館活用教育研究事業の実施により、指定校14校では学校図書館活用教育の推進及び教職員の資質向上が図られた。また、近隣の学校の職員が公開授業を参観することで、学校図書館活用教育の普及にも効果があった。今後は教科等のねらいを達成するための図書館活用教育を研究し、その成果を広く県内に普及する。
- ・学校図書館活用教育に関心のある教員を対象とした研修とすることで、学校図書館活用教育に取り組む教職員のすそ野を広げた。今後、研修の内容・対象等を検討し、より有効な研修とする。

施策2 教育目標「広がっていく社会力」関連

2 - (1) 社会性の育成

【基本方針】

体験を通した社会と関わる力の育成

子どもたちに人と人との関わりを主眼とした活動を多く経験させ、人間関係を構築する力を育みます。また、ボランティア活動や地域との協働による体験活動を通して、自己有用感の育成に取り組みます。

体験活動に関する家庭への意識啓発

体験活動を積むことの有益性について、関係機関が家庭に啓発し、子どもたちのチャレンジを後押しします。

【平成26年度の取組の概要】(教育指導課、社会教育課)

体験を通した社会と関わる力の育成

- ・「しまねのふるまい体験活動推進事業」を通して、生活体験を重視した長期宿泊体験、学校と地域が連携した地域ボランティア活動、人間関係を大切にした中学一年生の集団づくりに取り組んだ。
- ・青少年の家において小学校の長期宿泊体験(3泊4日)を受け入れ、研修プログラムの作成や実際の体験活動における助言・支援を行った。
- ・青少年の家、少年自然の家において、仲間づくりや集団づくり、人間関係づくり等に視点をおいた長期宿泊体験モデルプログラムを開発した。
- ・215小学校区中、146小学校区(67.9%)で開設された放課後子ども教室において、放課後や週末等に地域住民の参画を得て、年齢の異なる子ども同士による体験活動が実施されるよう、支援を行った。

体験活動に関する家庭への意識啓発

- ・青少年の家、少年自然の家において家族を対象とした事業を実施し、体験活動の必要性、効果等を広報・啓発した。
- ・家庭教育支援事業や公民館ふるまい推進事業により、親学プログラムや親学ファシリテーターの活用が図られるよう支援を行い、26ある親学プログラムの内、「遊びと体験」をテーマにしたプログラムが8回実施された。

【評価、今後の対応】(教育指導課、社会教育課)

体験を通した社会と関わる力の育成

- ・長期宿泊体験は、豊かな人間性・社会性を育むだけでなく、いじめ問題、学力向上といった課題にも有効であるため、成果等を各校及び各市町村へ啓発し、今後、モデル的に取り組み効果を実証しながら普及を図っていく。
- ・放課後子ども教室への支援により、異年齢集団による交流・体験活動が行われた。今後も、就学児童が放課後等に多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後子ども教室の整備等を進める。

体験活動に関する家庭への意識啓発

- ・広報・啓発の結果、青少年の家、少年の自然の家において開催した家族を対象(保護者同伴)とした事業では、親子合わせて563名の参加を得た。
- ・アンケートから読み取れる保護者の満足度や体験活動に対する評価を広く広報・啓発するとともに、引き続き体験活動を積むことの必要性について啓発していく。
- ・今後も、様々な体験活動とセットにした親学の時間を設定するなど、親学プログラムの更なる普及、啓発を進める。

2 - (2) コミュニケーション能力の育成

【基本方針】

言語活動の充実

言語に対する関心や理解を深め、自分と周囲の人や物事との関係性を理解する力を育むため、小学校段階から、子どもたちの言語活動の充実を図ります。

集団活動等を通じた他者と関わる力の育成

授業や様々な活動での集団において、対話やディスカッション、身体表現等を取り入れることを通して、人間関係やチームワークを形成したり、合意形成・課題解決したりする力を育みます。

【平成26年度の取組の概要】(教育指導課)

言語活動の充実

- ・共通して指導すべき言語活動と教科特有の言語活動を整理し、学校全体で共有しながら言語活動の充実を図っていけるよう、言語活動充実のポイントに記載した「言語活動の充実Q&A」「平成26年度各教科等の指導の重点」や「平成26年度教職員研修の手引き」を活用して指導や研修を行った。
- ・児童生徒の言語に関する能力を育むため、読書活動の充実や学校図書館を活用した授業など、学校図書館活用教育を推進した。

集団活動等を通じた他者と関わる力の育成

- ・集団活動等を通じた他者と関わる力の育成の中核を担っている特別活動の充実に向け、「平成26年度各教科等の指導の重点」で特別活動の指導のポイントについて発信するとともに、望ましい集団活動や体験的な活動を通して、よりよい人間関係を築く力や社会に参画する態度を育むための指導が充実するよう、教員研修や訪問指導を行った。

【評価、今後の対応】(教育指導課)

言語活動の充実

- ・言語活動の充実に向けた取組は各学校において行われたが、学校訪問指導などの各学校の取組状況から、言語活動を行うこと自体が目的化したり、ねらいがはっきりしないまま言語活動が行われたりするなどの課題が残った。児童生徒の言語環境を整え、効果的な言語活動が行われるよう、研修や指導を引き続き行っていく。

集団活動等を通じた他者と関わる力の育成

- ・各学校の特別活動の状況から、話し合い活動が十分に行われていなかった。「平成27年度各教科等の指導の重点」の特別活動編では、学級会活動やホームルームにおける話し合い活動の充実を重点に据え、他者と関わる力の育成を図る。

2 - (3) 国際理解教育の推進

【基本方針】

国際理解のための取組の充実

子どもたちの他の国の歴史や文化に対する寛容な態度や、国際的な課題を解決しようとする意欲を育むとともに、地域や本県の課題を国際的な視野に立って考える力を育む授業の工夫・改善を図ります。

国際化に対応するための言語能力の育成

小学校では、外国語活動などを通して英語に慣れ親しみながら世界の人々や異文化に対する理解を深め、中学校・高等学校では、外国語科において英語を使って思いや考えを伝え合うことができる言語能力を育成するなど、小学校から高等学校までを見通しながら、国際化に対応できる基礎的な言語能力の育成を推進します。

早期の英語教育実施への対応

今後検討される早期（小学校中学年）の英語教育実施に対応するための準備を行います。

【平成26年度の取組の概要】（教育指導課）

国際理解のための取組の充実

- ・ 県立学校39校にA L T（外国語指導助手）17名を配置し、各学校においてA L Tを活用した授業を行った。

国際化に対応するための言語能力の育成

- ・ 英語の指導力向上のため、英語指導力向上研修、中・高等学校英語科教育講座、小学校外国語活動教育講座などの教員研修を行った。

早期の英語教育実施への対応

- ・ 小中高を通じた英語教育において指導と評価の改善を図るため、指定校での研究や県内の教員を対象とした研修会を行った。

【評価、今後の対応】（教育指導課）

国際理解のための取組の充実

- ・ 平成27年度からは高等学校のすべての学年で外国語指導が新学習指導要領によって行われることになるが、A L Tの人数不足により必要な授業時数が確保できず、対応できない状況があった。
- ・ 平成27年度夏から、学級数が多い松江地区の県立学校に配置するA L Tの数を1名増やし、18名とする。A L Tの増員により「生徒のコミュニケーション活動」の割合、及び教員が「英語で授業を行う」割合がどのように変化するかを検証し、今後の施策立案の参考とする。

国際化に対応するための言語能力の育成

- ・ 県学力調査結果から、「英語の授業がわかりやすい」割合は、中学校1年生88.6%、中学校2年生76.6%と、学年が進むにつれて低下する傾向にある。英語に対する児童生徒の興味関心を高め、学習指導要領で求められる英語力を身に付けるための授業改善が進むよう、今年度より小中高の教員を対象とした研修を新設する。

早期の英語教育実施への対応

- ・ 研究指定校での研究実施等により、単元配列表の作成など、指導法改善のための研究を進めることができた。平成27年度には、小中高をつなげる「CAN-DORIST」や地域教材の作成を進める予定である。

2 - (4) ふるさと教育の推進

【基本方針】

ふるさと教育の発展的な取組の推進

小・中学校で取り組んできた、地域の「ひと・もの・こと」を活用したふるさと教育を、就学前から高等学校までの一貫性のある取組に発展させ、発達の段階に応じたふるさと教育の充実を図ります。

学びの質を高める指導の充実

ふるさと教育が学習の深まりを意識した取組となるよう、指導の充実を図ります。

地域との連携による活動の充実

公民館等を中心とした、地域全体の学校を支援する体制を充実させるとともに、地域との協働による体験活動を通して、将来、地域で活動しようとする意欲を喚起します。

地域の課題に対応した取組の充実

医療人材等の地域の担い手育成など、地域の課題に対応した取組の充実を図ります。

【平成26年度の取組の概要】(教育指導課、社会教育課)

ふるさと教育の発展的な取組の推進

- ・家庭・地域と連携して、ふるさと教育を実施するため、市町村に対し、全小中学校を対象とする交付金を助成した。
- ・小中9年間を通じた発展性・系統性のある「ふるさと教育」を実施するため、ネットワーク会議、中学校区ふるさと教育推進連絡会議等で中学校区の全体計画、一覧表を作成した。

学びの質を高める指導の充実

- ・教科・領域の「ねらい」を達成するため、地域の教育資源(ひと・もの・こと)を有効活用するよう指導・助言を行った。
- ・学校や市町村教育委員会のふるさと教育担当者を対象とした研修会を開催するとともに、各教育事務所及び市町村派遣の指導主事、社会教育主事が指導・助言・支援を行った。

地域との連携による活動の充実

- ・中学校区の支援体制のネットワーク化を図るために、市町村に対し、中学校区の支援体制、組織を対象とする交付金を助成した。
- ・中学校区単位で育てたい子ども像を共有した複数の公民館が、連携してふるさと教育の取組を11の中学校区で実施し、公民館職員研修会、県内の社会教育関係者への研修会で発表するとともに、実践事例集を配布して広く情報発信した。
- ・学校の教育活動を支援する企業等を募り、学校支援企業等として登録を促し、情報をホームページに掲載した。

地域の課題に対応した取組の充実

- ・地域課題に対応したふるさと教育の参考としてもらうため、「介護の仕事」に関する副読本を希望する小・中学校に配布した。

【評価、今後の対応】(教育指導課、社会教育課)

ふるさと教育の発展的な取組の推進

- ・指導助言を行った結果、県内すべての公立小・中学校・全学年・全学級において、総合的な学習の時間等を使って年間35時間以上のふるさと教育が実施された。
- ・市町村に対する交付金により、地域の教育資源を生かした特色ある教育活動が行われ、学習発表会等で取組の発表がされた。就学前の子どもから高校生、大人までを対象とした「ふるさと教育」の実践を発表する市町村もあった。
- ・全中学校区で作成された全体計画、一覧表を基に、今後も学校、家庭、地域がそれぞれの役割を認識し、連携して発展的な「ふるさと教育」を展開する。
- ・地域課題の解決や地域に貢献しようとする「地域を支える次世代」の育成を図るため、従来の小中学生に加え、就学前の子どもから高校生、大人までを対象に、ふるさと教育を推進する。
- ・子ども達が島根への愛着や誇りを持つよう、校種間の連携を深めながら地域の教育資源(ひと・もの・こと)を有効活用していく。

学びの質を高める指導の充実

- ・市町村がふるさと教育担当者会議や教職員を対象とした研修会を開催することで、指導の充実に向けた取組が行われるようになった。
- ・ネットワーク会議、中学校区ふるさと教育推進連絡会議等により、教職員間でふるさと教育に関する情報の共有が行われた。
- ・発達の段階を踏まえ、幅広い視野でふるさとを捉えることができるよう、学習の充実を図っていく。

地域との連携による活動の充実

- ・市町村への交付金により、公民館ふるさと教育モデル地区において、地域の実態に応じた「学校の取組を深化・発展・補完する事業」や「支援体制のネットワーク化に向けた取組」が行われた。
- ・今後も、モデル地区の取組の紹介や地域における「ふるさと教育」の重要性を周知することで、地域が主体となった「ふるさと教育」の拡充を図っていく。

- ・ふるさと教育の推進体制を確立するため、教員・指導者・ボランティア研修の実施等により市町村教育委員会への支援等を行う。

地域の課題に対応した取組の充実

- ・「介護の仕事」に関する副読本を配布したことで、「介護」や「地域医療」を地域課題と捉え、独自に取り組む市町村が出てきている。
- ・今後も、それぞれの地域課題について市町村が主体的に取り組めるよう、情報提供などの支援を行う。

2 - (5) 学び直しや就労に向けての支援

【基本方針】

課題を抱える在学中の子どもへの支援の充実

引きこもりや不登校等の状況にある子どもが、意欲を持って学校生活を送ることができるよう、学校や家庭と連携しながら、一人一人の課題に応じた指導や支援の充実を図ります。

進路未定者に対する支援の充実

中学校・高等学校の卒業後、または高等学校の中途退学後において進路が未定である子どもが就学・就労することができるよう、関係部局・機関と連携した支援の充実を図ります。

【平成26年度の取組の概要】(教育指導課)

課題を抱える在学中の子どもへの支援の充実

- ・スクールソーシャルワーカーを活用し、課題を抱える児童生徒に対する多面的な相談体制への支援を行った。

進路未定者に対する支援の充実

- ・連絡調整員を東部・西部に各2名配置し、中学校卒業後や高等学校中退後に進路先を未定とした子どものうち、引きこもり等の者についての状況把握や、社会参加に向けての連絡調整を行った。

【評価、今後の対応】(教育指導課)

課題を抱える在学中の子どもへの支援の充実

- ・スクールソーシャルワーカーの勤務時間は平成25年度が総時間数8,884時間に対して、平成26年度は9,093時間と増加した。これは、県立学校派遣のスクールソーシャルワーカーを新たに設けたほか、市町派遣の時間数が増えたことが要因である。不登校やいじめの問題に加え、発達障害や家庭環境等の課題を抱える子どもへの対応は増加する傾向にあり、スクールソーシャルワーカーの重要性は高まっている。今後も事業を継続することが求められる。
- ・児童生徒の問題行動に対しては早期発見と迅速かつ適切な対応が求められることから、今後は全市町村へ専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーの配置ができるよう、働きかけを継続して進めていく。

進路未定者に対する支援の充実

- ・連絡調整員の学校訪問件数は平成25年度が145件に対して平成26年度が174件、該当の子どもへの対応件数も平成25年度が19件に対して平成26年度が28件と、いずれも増加した。学校側の認知度も高まってきている中、連絡調整員の果たす役割は今後ますます大きくなっていくことが予想されることから、より一層学校や家庭、関係機関との連携を強化するために継続して活用していく。

施策3 教育目標「高まっていく人間力」関連

3 - (1) 心の教育の推進

【基本方針】

教育活動全体を通じた道徳教育の充実

道徳の時間の内容を充実させるとともに、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進することにより、人間としての生き方の自覚を促し、社会や他者に対する配慮や規範意識、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念などを育みます。

体験活動を通じた子どもたちの豊かな心の育成の推進

家庭や地域との連携によるボランティア活動や自然体験などの体験活動を通じて、自分自身の価値を認識させたり、他人への思いやりなどを育んだりします。

【平成26年度の取組の概要】(教育指導課、社会教育課)

教育活動全体を通じた道徳教育の充実

- ・ 県内の優れた地域づくりや文化の伝承に尽力された人物などをとりあげた道徳教育郷土資料「しまねの道徳(小学校中学年)」を作成し、配布した。
- ・ 5つの中学校区を研究推進地域として指定して、実践的な研究を実施した。
- ・ 道徳教育推進教師等研修会(松江、浜田)を開催した。

体験活動を通じた子どもたちの豊かな心の育成の推進

- ・ 公民館ふるまい推進事業に取り組んだ16館で、子どもたちと親や地域の大人との交流による様々な体験活動を実施した。
- ・ 青少年の家において小学校の長期宿泊体験(3泊4日)を受け入れ、研修プログラムの作成や実際の体験活動における助言・支援を行った。

【評価、今後の対応】(教育指導課、社会教育課)

教育活動全体を通じた道徳教育の充実

- ・ 県内5つの推進指定地域では、道徳教育郷土資料「しまねの道徳(小学校高学年)」を用いた研究授業を行い効果的な活用例を示すことができた。
- ・ 道徳教育郷土資料のよりよい活用方法について、学校訪問指導等を通じて研修を深めていく。
- ・ 平成27年度は「しまねの道徳(中学校)」を作成し、配付する。
- ・ 5つの研究推進地域の研究成果をまとめたリーフレット等を参考に、県内の各学校で学校間及び学校と家庭・地域が連携した道徳教育の充実を図っていく。
- ・ 道徳教育講演会(浜田、隠岐)及び道徳教育研修会(松江)を開催し、道徳教育の充実を図っていく。

体験活動を通じた子どもたちの豊かな心の育成の推進

- ・ 公民館ふるまい推進事業を通じて、異年齢集団による体験・交流活動が実施され、ふるまいの定着が図られた。
- ・ 今後も、各公民館の取組の成果や課題を整理し県内へ啓発するとともに、多世代による体験・交流活動を推進する。
- ・ しまねのふるまい推進プロジェクトを通して学校・家庭・地域が連携し、学校及び地域の実態に応じた活動が展開されており、今後も体験活動を通じて「ふるまい」の定着を図っていく。
- ・ 音楽、総合的な学習の時間やふるさと教育の中で芸術文化の鑑賞・体験活動を今後も充実させていく。

3 - (2) 「しまねのふるまい」の推進

【基本方針】

子どもたちへの「ふるまい」定着の推進

子どもたちが将来、社会の中で生きていくために必要なあいさつ、礼儀、時間や約束を守るなどの基本的な「ふるまい」の定着を引き続き図ります。

県全体での「ふるまい」の推進

県民に県の「ふるまい」の取組についての認知を広め、県全体での「ふるまい」の推進を図ります。

【平成26年度の取組の概要】(教育指導課)

子どもたちへの「ふるまい」定着の推進

- ・地域全体に「しまねのふるまい」を推進する気運を高めるため、8市町村において学校が家庭や地域等と連携を図りながら児童生徒の「ふるまい」を定着させるための体験活動を実施した。
- ・町ぐるみ職場体験を通して学校と行政、企業が連携して「町ぐるみ職場体験」に取り組むことで、地域全体で子どもを育て、子どもも大人も一緒になって「しまねのふるまい」の定着を図った。
- ・「大切にしたい しまねのふるまい」ポスターを配付し、各機関(保育所、幼稚園、小中学校、県立学校)の実態に応じた活動を推進した。
- ・地域の教育資源「ひと・もの・こと」を有効に活用して、体験的な活動を取り入れた道德教育を実施した。(小2～中3は年間35時間以上、小1は年間34時間以上の実施)
- ・学校・家庭が連携した取組になるよう、ふるまい推進指導資料(5歳児用、小1用)を配付した。

県全体での「ふるまい」の推進

- ・「ふるまい」の定着を推進するために、様々な広報媒体を活用(ポスター・チラシ、協力団体用ステッカー、ラジオ・ケーブルテレビCM)し、本事業の周知を図った。
- ・しまねのふるまい推進連絡協議会を開催し、学識経験者、行政、企業、教育関係者等より本プロジェクトの施策展開の方向性、連携・協力の在り方、広報・啓発活動の具体的方策に対して委員それぞれの専門的な立場から意見、提言をもらった。
- ・保育所、幼稚園、小中学校PTA等において「ふるまい」の定着を推進するため、各機関の要請に基づき「ふるまい推進指導員」を派遣し、指導・助言を行った。
- ・地域住民を対象とする「ふるまい推進」に関わる研修会や学習活動を実施した37箇所の公民館等に助成を行い、地域社会での「ふるまい推進」に向けた意識啓発が行われた。
- ・公民館報等や、県公民館連絡協議会発行の機関誌「がんばってます 26」にふるまい推進の具体的実践例及び成果を掲載し、県内の公民館等へ広く発信した。

【評価、今後の対応】(教育指導課)

子どもたちへの「ふるまい」定着の推進

- ・児童生徒の「ふるまい」を定着させるための体験活動を通して、学校が家庭や地域等と連携を図りながら取組を進めることができた。今後も、ふるまい定着の趣旨等を市町村に理解してもらうとともに、県と市町村との連携を図っていく。
- ・「大切にしたい しまねのふるまい」ポスター、ふるまい推進指導資料(5歳児用、小1用)の活用を促し、乳幼児期からの「ふるまい」定着を推進していく。
- ・学校教育活動の全体を通して実施する道德教育との関連を図り、実態に応じた活動を推進していく。

県全体での「ふるまい」の推進

- ・「ふるまい推進指導員派遣事業」によるふるまい推進指導員を県内67箇所(参加者数2,333人)に派遣して指導・助言を行い、「ふるまい」の定着に対する気運を高めた。各市町村、各機関と連携し、今後も研修の場を確保し、地域全体に「しまねのふるまい」を推進する気運を高めるよう努めていく。
- ・引き続き、「しまねのふるまい推進連絡協議会」を開催するなど、他部局や関係団体等と連携して、

子どもとその保護者、さらにすべての世代への「しまねのふるまい」の定着を図る取組を進めていく。

- ・本事業の周知、及び県全体に「ふるまい」が浸透するよう、更なる広報啓発活動に努めていく。
- ・今後も、公民館等を中心に、地域における「しまねのふるまい」の意識を高めたり、定着を図る取組を継続していく。

3 - (3) 人権教育の推進

【基本方針】

人権が大切にされる教育現場の実現に向けた取組の推進

教職員の人権感覚を高め、一人一人の人権が大切にされる教育現場を実現するための取組を推進するとともに、教職員がすべての子どもたちの実態やその背景に目を向け、それぞれの課題を解決していく進路保障の取組を充実させます。

地域全体での人権教育の推進

すべての年齢層を対象とした人権問題に関する多様な学習機会の提供などを通して、地域ぐるみで人権に関する理解や認識を深めていきます。

【平成26年度の取組の概要】(人権同和教育課)

人権が大切にされる教育現場の実現に向けた取組の推進

- ・子どもたちの人権が大切にされる学校づくりに向けて、管理職研修、人権・同和教育主任等研修、経験者研修等において、「進路保障」を柱とした人権教育の推進について理解を深めるための研修を実施した。
- ・人権・同和教育研究指定校・園及び県立学校の訪問指導において、教職員の指導力向上や人権が大切にされる学校づくりに向けた取組について指導・助言、研修を行った。平成26年度末に、これからの島根県の人権教育の在り方を示した「人権教育指導資料第2集しまねがめざす人権教育(学校教育編)」を作成し、県内すべての教職員に配付した。

地域全体での人権教育の推進

- ・県民に、人権について考える機会として、人権フェスティバル、人権・同和教育問題を考える集いを開催した。(参加者：約1,000人)
- ・人権・同和教育地域指導者、自主学习グループ、公民館職員、市町村の行政関係者等の人権・同和教育問題解決に向けた正しい理解と認識を図るために、研修会、啓発講座・指導者養成講座を39回開催した。
- ・隠岐地域の講座の新設や、「社会人権・同和教育啓発基礎講座」を出雲・石見地域2会場にして実施した。

【評価、今後の対応】(人権同和教育課)

人権が大切にされる教育現場の実現に向けた取組の推進

- ・管理職、人権・同和教育主任等に対して、「進路保障」を柱とした人権教育を推進することにより、人権が大切にされる学校づくりにつながっていくことへの理解が深まってきている。今後、県が主催する研修会において、「進路保障」の取組が学校で具体的に実施されるよう研修内容の充実を図る。
- ・人権・同和教育研究指定校・園及び県立学校に対して、「進路保障」の理念に基づく取組が充実するよう指導・助言を行ったことにより、子どもたちの人権が大切にされる学校づくりを進めていこうとする教職員の意欲が高まった。平成27年度は、学校に対して、「人権教育指導資料第2集しまねがめざす人権教育(学校教育編)」の周知及び活用を図る。

地域全体での人権教育の推進

・研修会・講座を実施するにあたり、参加呼びかけの工夫、開催場所・研修内容の見直し等を行った結果、例年を超える参加があった。また、隠岐地域の研修体系強化のため、隠岐講座を開講したところ、地元の協力もあり充実した研修の機会となった。今後は、現在行っている研修会・講座の実施回数を維持するとともに、参加者の実態を踏まえた研修内容の工夫・充実を図る。県民啓発の機会である人権フェスティバル、人権・同和問題を考える集いについては、人権を身近に感じられる企画に努める。

3 - (4) いじめ・不登校に対する取組の充実

【基本方針】

組織的な支援体制の整備

子どもが抱える困難な状況が長期化・深刻化しないよう、学校が組織的に対応できる体制を整備するとともに、学校と関係機関との連携を推進し、子どもや家庭の状況に応じた支援を行う体制を整備します。

教育相談体制の充実

スクールカウンセラーの配置や活用により、学校内での相談体制を充実させるとともに、電話による相談体制を充実させます。

いじめの問題への取組の充実

いじめの起きにくい学校・学級づくりを通して、いじめの未然防止を図るとともに、いじめの早期発見や適切な対応を行います。また、インターネット上のいじめ等の早期発見や適切な対応、保護者への啓発を行います。必要に応じて、専門家の支援や警察との連携によるいじめへの対応などの取組を推進します。

教職員の資質向上の推進

教職員がいじめや不登校の問題に関する正しい知識を持ち、適切な指導や支援を行うことができるよう、研修の充実に取り組みます。

多様な学びの場や居場所の充実

教育支援センター（適応指導教室）等の運営を支援し、不登校の子どもが集団生活に適應したり学習に取り組んだりすることができる機会を充実させます。

【平成26年度の取組の概要】（教育指導課）

組織的な支援体制の整備

・小学校25校に子どもと親の相談員を配置し、不登校等対応体制の充実と関係機関との連携推進を図った。

教育相談体制の充実

・スクールカウンセラーを小学校80校、中学校97校、高等学校40校、特別支援学校6校に配置した。
総相談件数：10,306件
教員へのコンサルテーションなど相談以外の活動件数：10,227件数

いじめの問題への取組の充実

・アンケート形式の心理テストの実施（小2から高2まで）により、いじめ等の早期発見に努めた。

教職員の資質向上の推進

・アンケート形式の心理テストを活用した学級づくりなど、教師の学校全体の取組への支援を行った。

多様な学びの場や居場所の充実

・10市町が設置する12施設の教育支援センターに対して、運営支援を行った。

【評価、今後の対応】(教育指導課)

組織的な支援体制の整備

- ・子どもと親の相談員は児童の個々の悩みに寄り添うほか、保護者からの相談を受けるなど、学校と家庭のつなぎ役となっており、配置された学校における相談体制が構築されている。ただ、不登校児童生徒の割合が改善されている中であって、小学校の不登校児童実数は前年度比較で増加している。相談員配置校においては不登校児童数が減少していることから、その成果を未配置校にも広げるため、今後も支援を継続していく。

教育相談体制の充実

- ・配置校でのスクールカウンセラーの配置時間はほぼ完全消化されており、時間数の不足を訴える学校もある。スクールカウンセラーの役割はより重要性を増してきている。配置時間の見直しや未配置校への対応など、人材確保を含めて対応していく。

いじめの問題への取組の充実

- ・アンケート形式の心理テストは、各学校において年2回実施され、活用された。いじめなどの早期発見につながることから、組織的対応の促進の意味においても大変重要であり、今後も継続して推進する。

教職員の資質向上の推進

- ・「アンケート調査を活用した学級集団づくり研修」「生徒指導実践研修」等を通じて、いじめ・不登校に対する取組や、具体的な対応のあり方について学ぶ機会を設け、教職員の指導力向上を図った。
- ・今後もより効果的なアンケート調査の活用方法や対応の仕方について、学校訪問や研修を通じて周知を図っていく。

多様な学びの場や居場所の充実

- ・教育支援センターへの通所児童生徒193人中、45人が学校復帰を果たし、設置・運営をしている10市町からその有効性について評価されている。不登校(傾向)児童生徒にとって、学校外の居場所の一つとして認知されてきていることから、継続して推進していく。

3 - (5) 文化活動の推進

【基本方針】

文化に親しむ機会の確保

学校において子どもたちが本物の文化に直に触れ、感動し、自らも文化活動に取り組む機会を持つことができるよう、文化に関する多様な学習や体験の機会を充実させます。

地域と連携した文化部活動の推進

文化部活動へ地域の指導者を派遣することや文化部活動の成果を発表する機会を確保することなどにより、文化部活動を活性化させます。

【平成26年度の取組の概要】(教育指導課、社会教育課)

文化に親しむ機会の確保

- ・文化庁や文化団体と連携し、児童生徒に対して優れた芸術文化に親しむ機会を提供した。
 - 文化芸術による子供の育成事業：巡回公演事業34校
 - 文化芸術による子供の育成事業：芸術家の派遣事業14校
 - 文化芸術による子供の育成事業：芸術家の派遣事業 特定非営利活動法人等実施分38校
 - 伝統文化親子教室事業：19団体
 - 児童青少年演劇地方巡回公演：6会場
 - 児童生徒のコミュニケーション能力の育成に資する芸術表現体験(芸術家派遣)：1校
- ・音楽、総合的な学習の時間やふるさと教育の中で芸術文化の鑑賞・体験活動、地域の伝統芸能の体

験などを実施した。

地域と連携した文化部活動の推進

- ・指導者の確保が困難な中学校・高等学校では、地域の社会人等に文化部の指導を依頼し、「ふるさとティーチャー派遣事業」により、講師謝金の一部を支援した。

中学校：24校（延べ25人） 高等学校：34校（延べ75人）

- ・「地域と中学校の文化部活動支援事業」により、中学校文化部の地域における活動経費の助成を行った。

助成対象：18校（9市町）

- ・島根県高等学校文化連盟が主催する講習会、発表会等を支援（共催負担金の交付）し、社会人指導者による講習の機会、地域社会に成果を発表する機会を設けることを推進した。

- ・第38回全国高等学校総合文化祭への参加旅費を支援（島根県高等学校文化連盟への補助金交付）し、参加を促進した。

参加部門：16部門、参加生徒：208名

【評価、今後の対応】（教育指導課、社会教育課）

文化に親しむ機会の確保

- ・文化庁や文化団体等との連携により、文化芸術鑑賞教室を提供することで、一人一人の子どもたちの感性を育て、豊かな心を育むことに繋げることができた。
- ・今後も継続的に取組を進めていく必要があり、文化庁や文化団体等との連携を更に密にし、各学校への優れた芸術文化に親しむ機会の提供に努めていく。また、各学校が地域の文化団体、公民館等との連携を図り、本物の芸術、伝統芸能等に親しむ機会を増やしていく。

地域と連携した文化部活動の推進

- ・地域指導者に対する謝金や講習会開催経費を支援することによって、文化部生徒・指導者の確保、部活動の維持、活動水準の向上が図られた。
- ・中学生の地域交流事業に対する活動費や高校生の全国高等学校総合文化祭への参加旅費の助成によって、中学校・高校文化活動の成果を発表する機会を提供するとともに、生徒の地域参画を促し、家庭や地域の文化部に対する理解を深めることができた。
- ・今後も、地域指導者による指導や講習会経費の助成や発表機会の提供等を通じて、文化部活動の活性化に努める。

施策4 「島根の教育目標を達成するための基盤」関連

4 - (1) キャリア教育の推進

【基本方針】

発達の段階に応じた取組の推進

就学前から高等学校段階までの学校種ごとの目標を関連付けながら、すべての教育活動を通して、学ぶことと生きていくこと（働くこと）の関連性について、子どもたちの理解を深めるとともに、社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を身に付けさせる取組を推進します。また、失敗を恐れずに進んで物事に挑戦しようとする気概や、困難に立ち向かい最後まで粘り強くやり遂げようとする力を育みます。

学力の育成と関連付けた取組の推進

子どもたちが学ぶ意義や目的、将来を見通した進路を意識できるようにし、学習意欲が高まる取組を推進します。また、「学んだ力（知識や技能などを身に付けたり、それらを活用したりする力）」を高めるとともに、「学ぶ力（主体的に学び、向上しようとする力）」を高め、将来、社会で必要とされる学力を育成する取組を推進します。

社会性の育成と関連付けた取組の推進

子どもたちに人と人との関わりを主眼とした体験活動を多く経験させ、人間関係を構築する力を育み、将来、社会で必要とされる社会性を育成する取組を推進します。

ふるさと教育と関連付けた取組の推進

子どもたちが学校の学びと地域や社会との接点を意識し、学ぶことと生きていくこと（働くこと）の関連性を理解する取組を推進します。また、ふるさと島根に貢献しようとする心を育みます。

【平成26年度の取組の概要】(教育指導課)

発達の段階に応じた取組の推進

- ・校種間の連携を意識し、校種別に実施していた小中キャリア教育研修（小学校は希望）と県立学校キャリア教育研修を統合し、新たに中高キャリア教育研修（小学校は希望）を実施した。

学力の育成と関連付けた取組の推進

- ・中高キャリア教育研修及び経験研修（初任者、6年目、10年経験者）において、児童生徒の進路意識と学習意欲の向上を図るため、「教科と社会のつながり」を意識した授業づくりの重要性について理解を深める取組を実施した。

社会性の育成と関連付けた取組の推進

- ・「明日のしまねを担う高校生キャリア教育推進事業」（働くことを学ぼう推進事業及び未来を描こう推進事業）を通して、県立高校の生徒が適切な進路選択ができるようにインターンシップ(26校、2,786名、1,013事業所)を実施した。
- ・県立高校の生徒の職業観・勤労観の醸成を図るため、企業見学事業(31校、4,804名)、職業啓発セミナー事業(23校、6,390名、講師延べ284名)等を実施した。

ふるさと教育と関連付けた取組の推進

- ・農業科、水産科等の専門学科における「産学官連携による課題研究事業」では、地域のパートナー企業と協働して、企業活動の体験や地域産業の理解を図る取組を実施した。

【評価、今後の対応】(教育指導課)

発達の段階に応じた取組の推進

- ・様々な研修・説明会の実施によりその重要性について、理解が深まってきている。
- ・校種間の連携、キャリア教育の理解の充実を図るため、県内17会場（小学校14会場、中高等学校3会場）において、キャリア教育に係る研修会を実施する。

学力の育成と関連付けた取組の推進

- ・小中学生を対象とした各種の調査によると、各教科の重要性は理解しているが、学ぶ意義を理解したり、ものごとを多面的に捉える意識は十分でない。キャリア教育と学力との関連性への理解を深め、児童生徒の学習意欲の向上を図る授業展開が行われるよう、キャリア教育に係る出前講座を5講座開設し、学校のニーズに応じた対応を図る。

社会性の育成と関連付けた取組の推進

- ・平成26年度末の県立高等学校卒業生の県内就職率が79.2%となり、年々高くなっている。県外進学者が大学等の卒業後、地元企業への就職希望に繋ぐためにも、高校時代の企業見学の推進を図り、さらに社会人講話やインターンシップなどの取組を強化させ、将来それぞれの地域で生きる自らの姿を描ける教育を推進する。

ふるさと教育と関連付けた取組の推進

- ・県内すべての公立小・中学校において、ふるさと教育は実施されており地域の行事に参加している割合は高いが、地域への貢献意欲にまで育っていない。「明日のしまねを担う高校生キャリア教育推進事業」の産官学連携による課題研究事業により、地域・社会、産業界、関係機関との連携を一層進め、島根に貢献しようとする気概を持った生徒の育成を推進する。

4 - (2) 特別支援教育の推進

【基本方針】

一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実

管理職や特別支援教育コーディネーターを中心に、校内委員会や学年会などの指導体制の下で、子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じた指導を充実させます。また、関係機関等との連携により、子どもの状況や発達段階に応じた継続性のある支援を推進します。

社会的・職業的自立を促進する取組の充実

特別支援学校小学部段階からのキャリア教育、特別支援学校高等部の職業教育、子どもの状況や適性に応じた卒業後の進路開拓など、障がいのある子どもが自らの能力を最大限に発揮し、社会的・職業的に自立していくことにつながる取組を充実させます。

特別支援学校のセンター的機能の充実

特別支援学校における地域のセンター的機能により、担当者の専門性の向上や特別支援教育コーディネーターを中心とした子ども、保護者、教員等に対する支援を充実させます。

乳幼児等に対する早期支援の充実

乳幼児等の発達障がいの早期発見や早期の適切な支援に取り組みます。

【平成26年度の取組の概要】(特別支援教育課)

一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実

- ・公立小・中学校、高等学校及び特別支援学校において、障がいのある児童生徒に対して個別の教育支援計画や個別の指導計画等を活用した支援を実施した。
- ・教育事務所管内ごとに設置した広域特別支援連携協議会を中心に、専門家チームや巡回相談員等により各校の指導体制を支援した。

社会的・職業的自立を促進する取組の充実

- ・特別支援学校高等部で学ぶ生徒の卒業後の社会的・職業的自立を促進するために、労働・医療・福祉等の関係機関と連携した「特別支援学校職業教育・就学支援事業」を県内すべての特別支援学校で実施した。
- ・「障がい者就業支援事業」により、特別支援学校高等部卒業生等が職業能力や職業意識を身につけ、数年以内に一般就労ができるよう支援した。

特別支援学校のセンター的機能の充実

- ・特別支援学校は特別支援教育の専門機関として、障がいのある子どもへの総合的な支援について地域のセンター的な役割を果たしている。そのため、特別支援学校の教員による地域の要請に応じた保育所、幼稚園、学校等での助言・研修等や、小・中学校の特別支援教育コーディネーターの育成等を行い、地域における特別支援教育の充実を図った。

平成26年度の助言・研修等の件数：2,551件（うち高等学校の件数：104件）

乳幼児等に対する早期支援の充実

- ・出雲市と連携し、「早期からの教育相談・支援体制構築事業」をモデル事業として実施し、早期支援コーディネーター等の配置や保護者に対する早期からの相談体制の構築、幼稚園教員等に対する相談・支援体制の構築に取り組んだ。
- ・健康福祉部と連携し、担当者会議の開催等により発達障がいに対する市町村を中心とした支援体制の整備を行った。

【評価、今後の対応】（特別支援教育課）

一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実

- ・「個別の教育支援計画」を作成している学校の割合は86.4%と各校における校内支援体制の整備は進んでいる。この体制を中心に一人一人の教育的ニーズに応じた指導を支援するために、今後も引き続き助言や援助を行う。

社会的・職業的自立を促進する取組の充実

- ・特別支援学校の卒業生の一般就労率は27.4%であり、その他の卒業生についても個々の生徒に応じた進路先をおおむね確保することができた。今後も事業等を通して生徒の希望や適性に応じた就労先の確保や就労後の職場定着を支援する。

特別支援学校のセンター的機能の充実

- ・特別支援学校のセンター的機能の活用については、助言・研修等の件数は増加しており、地域でのニーズは高い。そのため、今後も特別支援学校の高い専門性を活かし、助言・研修等の継続的な取組を通して担当者の専門性の向上や地域のニーズに応えるセンター的機能の役割を推進する。

乳幼児等に対する早期支援の充実

- ・モデル事業を通して、幼稚園・保育所への訪問により、早期からの情報収集や職員への相談・指導、理解啓発を図ることができ、支援体制づくりにつながった。
- ・モデル事業での取り組みの成果を検証し、さらには教育委員会だけではなく、他部局との連携を強化することで、早期からの教育相談、支援体制の充実を図る。

4 - (3) 幼児教育の充実

【基本方針】

幼稚園教諭等の資質の向上

幼児教育に関する専門的な研修や研究などの取組により、幼稚園教諭等（「幼稚園教諭・保育士・保育教諭」をいう。以下同じ。ただし、「保育教諭」は平成27年度から該当。）の資質を向上させ、教育内容や指導方法の充実を図ります。

幼稚園等と小学校の連携の強化

子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、就学前における教育から小学校における教育への円滑な接続が図られるよう、幼稚園等と小学校との連携を強化する取組を推進します。

子育て支援の充実

保護者の子育てに対する不安や悩みを解消するなど、子育て支援の充実を図るため、関係部局・機関との連携を強化します。

【平成26年度の取組の概要】(教育指導課)

幼稚園教諭等の資質の向上

- ・幼稚園教諭の資質向上を目的として幼稚園教育課程研修を開催し、県内から282名が参加した。

幼稚園等と小学校の連携の強化

- ・幼稚園・保育所等と小学校との連携強化を目的として幼保小連携講座を開催し、県内から150名が参加した。

子育て支援の充実

- ・健康福祉部と連携して島根県子ども・子育て支援推進会議を開催し、子育て支援の充実について審議を重ね、「しまねっ子すくすくプラン」を策定した。

【評価、今後の対応】(教育指導課)

幼稚園教諭等の資質の向上

- ・幼稚園の教育課程をめぐる喫緊の課題を取り上げており、講演や参加者間での協議を通じて、参加者は課題解決に向けての見通しをもつことができた。今後も研修を継続していく。

幼稚園等と小学校の連携の強化

- ・各市では、幼稚園・保育所等と小学校との連携・接続のために協議会・研修会の開催や指導資料の作成などの取組が見られる。今後も、特別な支援を要する子供たちへの対応を視点とする研修などを実施し、引き続き具体的な連携につながるよう取り組んでいく。

子育て支援の充実

- ・保育所を所管する健康福祉部と連携し、「しまねっ子すくすくプラン」に幼児教育の充実に関する内容を盛り込むことができた。引き続き公立幼稚園教諭の資質向上のための研修や指導・助言により、子育て支援の充実に向けて取り組んでいく。

4 - (4) 離島・中山間地域の教育力の確保

【基本方針】

へき地・複式教育の充実

離島・中山間地域において、地域の教育資源や複式学級の特色を生かした教育の充実を図ります。

離島・中山間地域における高校の魅力化・活性化の推進

学校と地域との連携により、離島・中山間地域における高校の魅力化・活性化を推進します。

【平成26年度の取組の概要】(学校企画課、教育指導課)

へき地・複式教育の充実

- ・小学校における複式教育推進指定校を1校指定し、複式学級の授業研究を通して学年別指導の研修の場を設けた。
- ・複式学級の学年別指導の理解が深められるよう、複式教育総合支援事業により3会場で研修を実施した。また、指導主事による先進地視察を実施し、授業記録等を県ポータルサイトに掲載し、情報提供した。

離島・中山間地域における高校の魅力化・活性化の推進

- ・離島・中山間地域の高校8校(横田・飯南・島根中央・矢上・津和野・吉賀・隠岐・隠岐島前)において、魅力と活力ある高校づくりを推進するため、高校と町村が連携して実施する高校魅力化・活性化の取組に対し、事業費の助成を引き続き行った。
- ・実施校校長説明会、県外生徒募集情報交換会、魅力化研修会(2回)を実施し、事業の成果や課題を整理して事業を組み立てること、県外募集をチーム島根で協働して行うことを確認し、県外募集の課題とその対応策について意見交換を行った。

- ・しまねUIターン、しまね留学説明会、関西バスツアーの実施やチラシの作成により、県外生徒募集を強化した。
- ・地元小・中学生や地域の方々の意識調査アンケートを実施し、各校の魅力化・活性化の取組に対する課題を確認する参考資料として活用した。

【評価、今後の対応】(学校企画課、教育指導課)

へき地・複式教育の充実

- ・複式学級指導が担当する教員の力量に任されている状況がある。県教育センターとの連携を図り、複式教育推進指定校事業と研修を関連させた教員研修が実現できるよう、事業を再構築する。
- ・複式学級指導の手引き作成や研修、出前講座など複式学級指導を中心になって担当する指導主事を県教育センターに新たに配置することを検討する。
- ・複式教育推進指定校の公開授業には、県内各地から40名の参加を得て研修を深めることができた。平成27年度は指定校を3校に増やし、授業を通じた研修の機会を拡充する。

離島・中山間地域における高校の魅力化・活性化の推進

- ・各校で特色ある教育が展開され、コーディネーターを軸に、学校と地域の連携が深まっている。
- ・魅力化・活性化事業を実施している離島・中山間地域の高校8校における県外生徒の平成27年度入学者は過去最高の87名となり、入学定員充足率の上昇にもつながった。
- ・県外生徒募集を夏休み前に実施することがより効果的なため、平成27年度はしまね留学説明会を6月下旬に実施する。
- ・地元小・中学生や地域の方々の意識調査アンケートを継続し、その推移を取組の改善に生かす。

4 - (5) 私立学校への支援

【基本方針】

私立学校における教育の支援

建学の精神と独自の教育方針の下で経営される私立学校に対して、教育環境を整備するための支援を行います。

私立高等学校等の生徒の就学の支援

私立高等学校等に在籍する生徒の保護者負担を軽減する支援を行います。

【平成26年度の取組の概要】(総務部総務課)

私立学校における教育の支援

- ・私学の経営の安定を図るため、幼稚園、中学校、高等学校及び専修学校の私立学校を設置する者に対して、私立学校の経常的経費を助成した。
- ・私立学校を束ねる振興会の事業促進と運営の安定、私学退職金制度・私立学校共済制度加入の促進と運営の安定を確保するため、各種経費・掛金を助成した。
- ・私立高等学校が魅力と特色ある学校づくりを進めるため、私立高等学校等を設置する学校法人に対して、魅力づくりに要する経費を助成した。
- ・私立学校の実態調査を実施し、私立学校の課題や経営状況などの把握を行った。

私立高等学校等の生徒の就学の支援

- ・保護者等の教育費負担を軽減するために、高等学校等就学支援金、高等学校等奨学のための給付金を支給した。
- ・保護者の負担軽減を支援するため、中学校または高等学校を設置する学校法人に対して、学校法人が所得基準等に応じて行う授業料減免事業経費を助成した。

【評価、今後の対応】(総務部総務課)

私立学校における教育の支援

- ・公教育の一翼を担う私立学校の運営費充実に係る助成を行うことにより、保護者の学費負担の軽減、教育環境・教育水準の維持向上、学校経営の安定化を図ることができた。今後も、私立学校の運営等に必要な予算を確保し、支援を継続していく。
- ・県内私立高等学校等における部活動等の施設、設備整備等に対して補助を行うことにより、その全国レベルでの活躍を通じて各学校の知名度を上げるとともに、各学校の魅力、特色づくりを進めることができた。
- ・私立学校実態調査などの調査を実施することにより、教育行政上の課題解決・将来計画の基礎資料とし、公教育を担う私立学校の向上を図ることができた。

私立高等学校等の生徒の就学の支援

- ・国公立高校生の授業料無償化に伴い、私立高校生等のいる世帯に対しても公立の授業相当額を助成することにより、世帯の教育費負担を軽減できた。
- ・高等学校等奨学のための給付金及び授業料減免事業により、さまざまな理由により生活に困窮している低所得世帯の高等学校進学希望者に対して、就学を援助することができた。今後も、保護者の学費負担の軽減に必要な予算を確保し、支援を継続していく。

4 - (6) 「生きる力」を支える健康づくり

【基本方針】

望ましい生活習慣を身に付けるための取組の推進

就学前から高等学校までの発達の段階に応じて、地域が一体となって取り組む「早寝・早起き・朝ご飯」の推進等により、「バランスのとれた食事」「適度な運動」「十分な休養と睡眠」など望ましい生活習慣が身に付けられるようにします。

子どもたちの体力づくりの推進

体力づくりに係る専門家や団体の学校・地域への派遣、運動意欲の向上を目指した授業の充実や運動プログラムの実践などの取組を通して、子どもたちの体力を育みます。

食育の推進

子どもたちが食に関する知識と食を選択する力を習得し、食という行為が動植物の命を受け継ぐことであると理解したり、食物を大事にし、食物の生産等に関わる人々へ感謝する心を持ったりするなど、健全な食生活を実践できるよう、関係部局・機関等と連携し、栄養教諭を中心とした食育を一層推進します。

【平成26年度の取組の概要】(保健体育課)

望ましい生活習慣を身に付けるための取組の推進

- ・子どもの健康問題に対応するため、「しまねっ子元気プラン(第二次)」を策定し、関係課と目的・目標を共有しながら学校保健活動を推進している。各学校では、教職員、保護者、地域住民、学校医等で学校保健委員会等を組織し、子どもの健康課題の解決に向けた取組を進めた。
- ・子どもが主体的に健康課題に対処するスキルを身に付け、基本的な生活習慣を確立することを目指す「子どもの健康づくりサポート事業」を実施し、各学校で健康教育プログラムの実践を図った。
- ・「朝はいっぱいのみそ汁を飲もう！」をスローガンに、朝食摂取の大切さについてリーフレット配付などを通して学校、家庭、地域への啓発を図った。

子どもたちの体力づくりの推進

- ・楽しみながら運動に取り組むことができる「しまねっ子! 元気アップ・プログラム」を実施し、運動への興味付けを行った。また、この運動プログラムの普及・啓発のため、プログラムの中から数

種目を選択し、全校体制で交流活動を行い、協賛企業から運動用具等が贈呈される「しまねっ子！元気アップ・カーニバル」を20の小学校（募集により選考）で開催した。

- ・「1日1時間以上からだを動かそう」をスローガンとして、学校教育活動全体を通じた体力づくりを推進し、全公立小中学校が「体力向上推進計画」をもとに学校体育の充実を図った。
- ・体力向上推進モデル校（5校）を指定し、子どもの体力向上に資する指導法などの研究や実践を行うとともに、「子どもの体力向上実践フォーラム」を開催した。
- ・学習指導要領の趣旨を踏まえ、小・中学校、高等学校において、各領域の適切な指導ができるように、学校と体育教員に対して情報提供したほか、研修活動を行った。また、体育の授業公開を伴う学校訪問を全小中学校において実施した。
- ・幼稚園や保育関係者等を対象に幼児期の指導者講習会を県内3箇所で開催した。
- ・県レクリエーション協会の指導者を派遣することにより、保育所、幼稚園、小学校等の昼休みや放課後等の時間を活用して、レクリエーションなど子どもが親しみやすい運動プログラムを提供した。

食育の推進

- ・子どもたちが、食に関する知識と食を選択する力を取得し、望ましい食習慣を身に付けるために栄養教諭を中心に積極的に食育に取り組んでいる。特に、小学校では、島根県独自の食育教材である「食の学習ノート」を配付して、発達段階に応じた指導を行った。
- ・栄養教諭の授業力向上等を目指し、栄養教諭研修や食育推進研修を充実させるとともに、県内12支部と特別支援学校で食に関する指導の授業研究会を行った。
- ・健康づくりに視点をいた和食の普及推進のため、「給食献立の和食&人気レシピ集」を各学校に配付し、和食料理教室や出前授業を開催した。
- ・学校給食の中で、地場産物の活用を進め、行事食や伝統食の献立を増やすことで、生産者の想いや地域の食文化への理解を深めた。
- ・「しまね・ふるさと給食月間」を6月と11月に実施することで、学校及び地域における食育の充実と学校給食における地場産物の活用割合の一層の向上を図った。

【評価、今後の対応】（保健体育課）

望ましい生活習慣を身に付けるための取組の推進

- ・「早寝・早起き・朝ごはん」や「ノーマディアデー」等、生活習慣づくりに取り組む学校や市町村の増加により、朝食摂取率は小・中学生とも全国平均に比べて高水準（小学校6年生は97.4%（全国平均96.0%）、中学3年生は95.6%（全国平均93.5%））にあるが、すべての子どもが朝食を摂取できるよう栄養教諭や養護教諭を中心として個別指導等に取り組む。
- ・「和食」の推進を健康福祉部と連携して取り組み、「食育まつり」等を通して、学校給食関係者や保育所関係者、保護者等に普及する。

子どもたちの体力づくりの推進

- ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果では、小学校では男女とも全国平均より高いが、中学校では男子が全国平均並みで、女子は全国平均より低い。低下傾向に歯止めはかかっているが、島根県のピーク時の昭和61年の数値と比較すると依然低い状況にあるため、生活習慣の変化による失われた動き・運動を補う必要があり、それぞれの実態に応じた運動プログラムにより、柔軟性や筋力、筋持久力などの数値を高める取組を行っていく。
- ・女子の運動離れや運動部活動離れに対応した教材の工夫、開発などによる授業の改善を図っていく。
- ・県内3箇所で開催した未就学児の指導者講習会には、多数の参加があった。幼稚園や保育関係者等の資質を高め、子どもが幼児期から様々な遊びや運動に積極的に親しみ、体を動かす習慣を身につけさせる。
- ・未就学児や小学生にレクリエーションなど適切な運動プログラムを提供し、楽しみながら体を動かすことにより、運動習慣のきっかけづくりを行う。

食育の推進

- ・食に関する指導を学校教育活動に位置付けた「食育の全体計画」の策定率は、平成26年度で小学校が97.9%、中学校は94.8%、高等学校は29.3%である。栄養教諭の配置されていない県立高校での策定率が低いことから、管理職への啓発や教職員対象の出前講座等を行い、食育の推進を図る。
- ・学校給食での地場産物の活用割合は年々向上しており、平成26年度は57.0%(食品数ベース)と、島根県食育推進計画(第2次)の目標値である50%を達成している。島根県地産地消促進計画では平成31年度に63.0%を数値目標に掲げていることから、さらなる取組を推進する。
- ・各市町村での地場産物活用状況には地域差が見られるため、関係部局や「JA」や「F」等との連携を図り、食材供給体制の整備促進に向けた意見交換会を開催するとともに、先進的な好事例を県内に普及し、活用割合を高めるよう努めていく。
- ・文部科学省委託事業であるスーパー食育スクール事業を実施し、「食とスポーツ」をテーマに、食育の効果を食事の改善と体力や運動能力との関係から検証を行う。

4 - (7) 学び続ける教員の育成と学校マネジメントの確立

【基本方針】

系統的な人材育成の実施

教員採用方針・教員育成方針を策定し、系統的な人材育成を実施します。

学校訪問指導や研修等の充実

学校訪問指導や研修等のシステムを抜本的に見直し、教科指導や学校マネジメント等の実践力の育成、効果を検証できる指導・研修システムの構築・実施に取り組みます。また、意欲のある教員を支援するため、自主研究組織の活性化を促進するとともに、教員の多忙感の解消に向けた取組を進めます。

管理職のマネジメント力の向上

社会や教育環境の急激な変化に的確に対応するために、管理職の意識改革を図ります。また、管理職専用の相談窓口を設置するとともに、管理職の個別支援を実施します。このほか、指導・研修システムの中で管理職に必要な実践的なマネジメント研修の強化を図ります。

「学校活動の見える化」の推進

保護者の多様な価値観、ニーズに対応するために、「学校活動の見える化」を推進します。

教職員の健康管理対策の推進

教職員一人一人が心身の健康を保持・増進し、資質能力を十分に発揮することができるよう、教職員の健康管理のための取組を推進します。

【平成26年度の取組の概要】(学校企画課、教育指導課、福利課)

系統的な人材育成の実施

- ・平成27年2月「島根県公立学校教員人材育成基本方針」を策定し、教員養成・採用から育成までの系統的な人材育成の基本方針と具体的な取組を示した。

学校訪問指導や研修等の充実

- ・教育センターにおける教員研修や各学校での校内研修を充実するために、研修を精選・重点化する方向で検討した。学校訪問指導については、これまでの単発型の学校訪問指導に加え、学校の自主的・組織的な授業改善の取組を支援するための継続型の学校訪問指導を取り入れるなど、訪問指導の在り方についての見直しを行った。また、管理職ばかりでなく、すべての教職員が学校マネジメントを意識して教育活動に取り組んでいけるよう、「島根県公立学校教員人材育成基本方針」「学校管理職等育成プログラム」を策定し、研修体系の見直しを行った。

管理職のマネジメント力の向上

- ・管理職専用の相談窓口として2名の嘱託職員を配置し、電話や訪問等で個別の支援を行った。従来の管理職研修を改編し、学校マネジメント力向上をめざした研修プログラム「学校管理職等育成プログラム」を平成26年9月に策定した。

「学校活動の見える化」の推進

- ・家庭や地域住民との連携・協力の推進に向け、各学校が学校の教育活動その他の学校運営状況に関して積極的に情報提供を行い、県教育委員会が作成した学校評価ガイドブック等を活用するなどして学校評価が実効性のある取組になるよう、各学校への働きかけを行った。

教職員の健康管理対策の推進

- ・労働安全衛生法に基づく安全衛生管理体制の整備・充実、メンタルヘルス研修会・心とからだの健康相談及び職場復帰支援の取り組みの実施や過重労働による健康障害防止の取り組み等を実施した。

定期健康診断受診率99.3%、精密検査受診率63.2%

メンタルヘルス研修会参加者 管理監督者対象66人、全教職員対象64人

【評価、今後の対応】(学校企画課、教育指導課、福利課)

系統的な人材育成の実施

- ・大量退職を前にベテラン教員のノウハウを中堅教員や若手教員が継承する必要があるが、校内等での人材育成は十分とは言えない状況であるため、島根県公立学校教員人材育成基本方針に従い、指導主事等による訪問指導や校内指導の支援、センター研修等、あらゆる機会をとらえ、系統的な人材育成を行う。
- ・採用にあたっては、首都圏・関西圏等でも募集説明会を開催し、募集内容や即戦力となる現職教員の受験に対する配慮等について詳しく説明を行い、採用数の拡大に見合った受験者数の増を図るとともに、優れた人材の確保に努める。

学校訪問指導や研修等の充実

- ・教育センターで実施する研修を精選・重点化し、原則として研修を行わない日(月曜・火曜)を設けて校内研修の場を保障するとともに、一つ一つの研修のPDCAサイクルが機能するように研修方法を見直すなど、研修を大幅に改善した。また、すべての教育事務所で、学校の自主的・組織的な授業改善の取組を支援するための継続型学校訪問指導が実施できるように、要項を改善した。今後新たな仕組みのもと、キャリアステージ(職層)に応じた教職員の資質・能力の育成のための指導・研修を充実させていく。

管理職のマネジメント力の向上

- ・平成26年度に新設した相談窓口は管理職支援に役立っている。今後も相談業務のほか、嘱託職員の校長訪問等により、人材育成や地域・異校種間等の連携など、学校経営の情報提供も継続して行う。
- ・新たな学校管理職等育成プログラムについては公立学校の全ての管理職に周知を図ったが、更に理解度を深めていくための取り組みが必要である。今後はこのプログラムに従い、校長、教頭、主幹教諭、ミドルリーダー等の、系統的な研修を通して学校マネジメント力向上を図る。また、新規のミドルリーダー研修では、島根大学教育学部と連携し、効果的な研修内容・方法について研究・検証をする。
- ・平成28年度開設予定の島根大学教職大学院と連携・協力し、学校マネジメント力を備えた人材を育成する予定である。

「学校活動の見える化」の推進

- ・学校から家庭・地域への情報提供はすべての学校で行われており、保護者や地域の方を評価委員とした学校関係者評価もほぼすべての学校で実施されている。今後、情報提供の充実や学校評価の取組が、学校と家庭・地域をつなぐコミュニケーション・ツールとして機能するよう、引き続き働きかけていく。

教職員の健康管理対策の推進

- ・精密検査の受診率が63.2%と依然として低いため、「かかりつけ医」の受診について分かりやすく説明し受診を促すとともに、受診率が低い所属については、所属長への受診勧奨依頼を個別に行う。
- ・メンタルヘルス対策については、従来の研修会では受講機会が限られ参加が難しい場合があることから、県立学校において臨床心理士による巡回相談を活用した校内研修会の開催を働きかけるとともに、公立学校共済組合島根支部の健康増進啓発事業との連携による研修会の開催など研修機会の拡充に取り組む。
- ・平成28年度から実施するストレスチェック制度を活用し、1次予防（メンタルヘルス不調の未然防止）の充実を図る。

4 - (8) 安全・安心な教育環境の整備

【基本方針】

学校内外における安全確保の推進

引き続き、学校施設の耐震化・老朽化対策等を進めるとともに、学校と地域の連携による危険箇所の把握や交通安全の取組を進めます。あわせて、防災教育、安全教育を計画的、継続的に取り組みます。

危機管理対応の充実強化

様々な危機事案が発生することを念頭に危機管理対応の強化を図り、事案発生時の実動力を確保します。

学校給食の衛生対策・アレルギー対策、学校の感染症対策の充実

学校給食における衛生対策やアレルギー対策を関係部局等と連携を図りながら充実させます。また、学校におけるインフルエンザをはじめとした感染症等への迅速な対応を図ります。

【平成26年度の取組の概要】(総務課、教育施設課、教育指導課、保健体育課)

学校内外における安全確保の推進

- ・各市町村において学校施設の耐震化・老朽化対策を進められるよう、国庫補助の申請にあたり技術的助言を行った。
- ・地震発生時に人的被害をおよぼす恐れのある大規模な吊り天井をはじめとする非構造部材の耐震化については、国担当者を招聘し研修会を開催し、対策の推進に努めた。
- ・市町村が耐震化対策を推進できるよう、国の補助制度における、補助単価の引き上げや、補助事業の拡充などについて、国に対し関係団体を通じて要望を行った。
- ・県立学校においても、出雲工業高校をはじめとして、耐震化対策も含め改築を進めた。
- ・学校安全担当者への研修（学校安全や災害安全などについて現状・課題を理解するために行う健康教育研修、学校プールの安全管理・衛生管理の実務について理解を深めるプール管理研修など）を実施して、学校安全全般にかかる指導力の向上を図った。

危機管理対応の充実強化

- ・各学校における危機管理対応マニュアル整備の推進にかかり、平成26年9月に学校危機管理の手引きを改訂して、より具体的かつ効率的な学校危機管理体制の構築に向けた学校の取組への支援を行った。
- ・島根県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正により、島根原発30km圏内のすべての学校は原子力災害時の対応を定めたマニュアルを作成することとなったため、平成26年5月に「学校危機管理の手引き（原子力災害発生時の対応編）」を30km圏内の県立学校及び関係4市教育委員会に配布し、マニュアル作成の支援を行った。

学校給食の衛生対策・アレルギー対策、学校の感染症対策の充実

- ・学校給食での食物アレルギー対応や異物混入の未然防止のための危機管理体制を整備するため、管

理職や栄養教諭、学校給食関係者等を対象とした研修会において「学校危機管理の手引き」の周知徹底と衛生管理の向上を図った。

- ・学校給食の衛生管理に関する調理場訪問を行い、調理場の課題の把握と改善に向けた指導を行った。
- ・特別支援学校の寄宿舎食における異物混入事案が発生したため、県立学校の舎食の実態調査と指導を行った。
- ・学校における感染症の早期探知、早期対応や危機管理体制の充実に図るため、感染症情報収集システムのフォローアップ研修を実施した。

【評価、今後の対応】(総務課、教育施設課、教育指導課、保健体育課)

学校内外における安全確保の推進

- ・県内の公立小中学校の耐震化率は91.6%と100%に満たない状況であり、引き続き、耐震化の遅れている市町村に対し、ヒアリングを実施するなどして早期の耐震化対策の完了を促していく。
- ・あわせて、非構造部材の耐震化対策も推進できるよう、今後も研修会を開催するなどして対策の実施を促して行く。
- ・県立学校においては、引き続き改築や、大規模修繕事業を行うなどして耐震化・老朽化対策を進める。
- ・学校安全担当者への研修を実施することで、学校安全の現状と課題等について理解し、学校安全担当者の指導力及びリーダーとしての資質の向上が図られた。今後も継続して推進していく。

危機管理対応の充実強化

- ・各学校で作成されている学校安全計画や危機管理マニュアルの見直しを図りつつ、実態にあわせた危機管理対応を行うよう、指導していく。
- ・島根原発30km圏内のすべての学校で原子力災害時の対応マニュアルが作成された。今後は、例年実施される島根県原子力防災訓練に併せ、県立学校を対象に情報伝達訓練を実施し、作成したマニュアルの検証を行う。
- ・国や県が地域防災計画の変更等を行う際は、これに対応したマニュアルの改訂作業の支援にあたる。

学校給食の衛生対策・アレルギー対策、学校の感染症対策の充実

- ・学校給食への異物混入事案は、平成25年度が11件、平成26年度は16件と増加した。原因は、給食調理場や委託業者等の施設・設備の老朽化や衛生管理マニュアルの周知不足、チェック体制の不備等、衛生管理技術の未熟さが考えられる。このことから、学校給食関係者研修会や栄養教諭・養護教諭の研修会、健康教育研修会等で「学校危機管理の手引き」や「アレルギー疾患に対応するガイドライン」について繰り返し周知徹底を行い、市町村教育委員会や関係機関と連携し再発防止に取り組んでいく。
- ・特別支援学校の給食や寄宿舎食については、庁内関係課が連携し学校や調理場訪問を行うとともに、関係者との検討の場を設け再発防止に努める。
- ・食物アレルギーを有する子どもの中で給食の対応を行っている割合は、平成25年度は1.7%、平成26年度は1.8%と増加傾向にある。文部科学省より配布された「アレルギー疾患に対する取り組みガイドラインの要約版」や「研修用DVD」等を活用した実践的な研修会を各学校で開催する。また、医療機関と連携したマニュアルを作成し、養護教諭研修会や健康教育研修会を通して、各学校に働きかける。
- ・アレルギー疾患に対する正しい理解と適切な対応がとれるよう、県版の食物アレルギー対応マニュアルを作成し配布する。
- ・感染症情報収集システムの加入率・入力率は、小・中・高等学校・特別支援学校とも100%である。今後もシステムを活用し、関係各課と連携しながら感染症対策を行う。

4 - (9) 学校・家庭・地域の連携・協力による教育の推進

【基本方針】

地域全体で子どもを育む取組の充実

学校・家庭・地域が、それぞれの役割と責任を十分自覚するとともに、互いに信頼し合える関係を築きながら、地域全体で子どもを育むための連携・協力の充実を図ります。

子どもを支える大人の学習機会の充実

家庭や地域において子どもを育むために必要とされる資質の向上を図る取組を推進します。

社会教育主事の専門性を生かした「学社連携・融合」の推進

社会教育主事の資格を持つ教員の小・中学校への配置を促進するとともに、学校・家庭・地域が連携・協力した社会教育を推進します。

【平成26年度の取組の概要】(社会教育課)

地域全体で子どもを育む取組の充実

- ・結集！しまねの子育て協働プロジェクト推進委員会を開催し、指導者研修の企画及び事業の検証等を行った。
- ・結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業関係者等が集まり、実践発表交流会を実施し、島根の子どもを支える人の実践発表や協議を通して、各地域での実践の充実と地域全体で子どもを育む気運の向上を図った。

子どもを支える大人の学習機会の充実

- ・放課後の子どもに関わる指導者等の研修会を関係部局及び市町村と連携協力して実施し、コーディネーター・指導員等の養成・資質向上を図った。
 - コーディネーター研修 5回(延べ参加人数：270人)
 - 実践発表交流会 1回(延べ参加人数：約207人)
 - 地域別課題研修(指導員・ボランティア研修) 116回(延べ参加人数：約4,525人)
- ・県内4つのPTA連合会による連合組織(島根県PTA連合会合同連絡協議会)が合同研修会を実施した。
- ・合同研修会は、各PTA連合会の総会、役員会、広報誌等で周知され、参加者数も年々増加している。
- ・親学プログラムを活用した研修会を18市町村において計170回実施した。
 - 延べ参加者数：4,890人(1研修平均参加者数：約28人)
- ・関係部局等と連携し、いじめ・児童虐待に対応する親学プログラムの開発と普及に取り組んだ(文科省「公民館等を核とした社会教育活性化支援プログラム(H25~26)」)。
 - 20の試行版からなる「新親学プログラム」が完成(平成26年10月)
 - 新親学ファシリテーター養成講座：3回実施(108名養成)

社会教育主事の専門性を生かした「学社連携・融合」の推進

- ・6市9町1村へ23名の「社会教育主事」を派遣し、市町村の実情に応じた学校・家庭・地域の連携体制づくりに努め、ふるさと教育、放課後子ども教室、学校支援地域本部事業、実証！「地域力」醸成プログラム等の事業を推進した。
- ・社会教育主事の資質向上を図る研修会を8回(内1回は初任者研修)行った。
 - 延べ参加人数：284人

【評価、今後の対応】(社会教育課)

地域全体で子どもを育む取組の充実

- ・放課後子ども教室または放課後児童クラブのいずれかが全市町村で導入された。
- ・小学校区別では、放課後子ども教室、放課後児童クラブのいずれかを設置している小学校区数の割合が平成19年度の73.5%から平成26年度は89.3%へと増加している。また、現在未設置の地域にお

いても放課後の在り方や地域で子どもを育む仕組み作りについて検討される場が持たれており、子どもが放課後や休日を安心して過ごせる環境が広がりつつある。

- ・ 今後は、平成26年7月に策定された放課後子ども総合プランの数値目標達成に向けて、関係部局と連携し、島根県としてどのようにプランを推進していくか検討する。

子どもを支える大人の学習機会の充実

- ・ 放課後子ども教室や放課後児童クラブに関わる大人が年々増加する傾向にあり、平成26年度は延べ約46,000人（1箇所平均約270人）の大人がコーディネーター、教育支援員、サポーターやボランティア等として関わっている。
- ・ 多くの住民が子どもに関わることにより、地域の子どもの地域ぐるみで育てる体制が整いつつある。
- ・ 県が養成した親学ファシリテーターが進行する親学プログラムを活用した研修回数は170回で、前年度より19回減ったが、1研修平均参加者数は約14人（平成25年度）から約28人（平成26年度）と増えており、県内での家庭教育への支援が広がりつつある。
- ・ 今後は、親学以外の家庭教育への支援の方策について検討していく。

社会教育主事の専門性を生かした「学社連携・融合」の推進

- ・ 社会教育主事を受け入れている市町村においては、ふるさと教育推進事業、学校支援地域本部、放課後子ども教室などの社会教育関係事業が積極的に実施された結果、学校支援の体制がある小中学校が8割、放課後支援の体制がある小学校区が9割を超え、学校・家庭・地域の連携体制づくりが進んだ。
- ・ 今後も、社会教育主事の専門性を生かし、それぞれの市町村の実情に応じた学校・家庭・地域の連携協力による実践活動を支援するとともに、実践の成果等を周知していく。

4 - (10) 社会教育の振興

【基本方針】

公民館活動の充実による「地域力」の醸成

公民館等を拠点に、住民が地域の抱える課題に対する理解を深め、解決に向けた実践活動を推進し、「地域力」（自治・自立の理念に基づく地域の底力）を高める取組を推進します。

社会教育研修センターにおける指導者養成機能の充実

住民の学びや実践活動を支援する指導者の養成を推進します。また、社会教育関係者が社会教育の振興、生涯学習の推進を図ることができるよう、情報提供や相談対応等の取組を進めます。

社会教育施設・青少年教育施設における学習支援機能の充実

社会教育施設（図書館）における学習支援の取組を充実させ、県民の生涯学習を推進するとともに、青少年教育施設（県立青少年の家、県立少年自然の家）における青少年の様々な体験活動の充実を図ります。

青少年の人材育成の推進

公民館等が行う地域づくり活動への参加などを通して、地域を活性化しようとする青少年の育成を推進します。

【平成26年度の取組の概要】（社会教育課）

公民館活動の充実による「地域力」の醸成

- ・ これまでのモデル公民館の取組から地域課題解決の参考となる考え方、手法等を県内に広めるため、モデル公民館訪問研修（2箇所）を実施した。
- ・ これまでモデルにならなかった公民館へ関係者が赴き、新たな活動を企画・実施する「地域力」醸成塾（2箇所）を実施した。
- ・ モデル公民館の実践を基に、地域力醸成のノウハウを事例集にまとめ、県内の全公民館等や県外の

関係者へも配布し、広く情報発信した。

- ・中学校区単位の複数の公民館が連携して「ふるさと教育」を行う公民館ふるさと教育推進モデル事業を実施した。

社会教育研修センターにおける指導者養成機能の充実

- ・市町村の社会教育関係者や公民館職員、家庭教育支援関係者などを対象に、専門的知見（学びや気づきを促すスキル・ノウハウ・マインドなど）を提供する人材養成研修を実施した。

対象者別研修：5講座（参加者：669人）

その他の研修：2講座（参加者：230人）

市町村支援事業における研修（参加者：1,277人）

- ・親としての役割や子どもの関わり方の気づきを促すための研修会を進行する手引書（マニュアル）「親学プログラム」の普及のために養成した親学ファシリテーター（進行役）による「親学プログラム」を活用した学習会が170回開催され、延べ参加者数は4,890名であった。
- ・情報誌「しまねの社会教育だより」を発行し、市町村の社会教育・生涯学習に関わる指導者・担当者に、県の社会教育行政の取組内容や市町村の実践事例等の情報を提供した。
- ・学習情報の提供や相談対応、教材の貸出・閲覧業務等を行った。
- ・西部社会教育研修センターでは、放送大学生、視聴体験希望者に放送大学の授業教材（CD・テープなど）の室内視聴や貸出を行った。

社会教育施設・青少年教育施設における学習支援機能の充実

- ・社会教育施設等における学習支援充実のためには、専門的力量を有する人材の配置が重要であることから、図書館、青少年の家、少年自然の家に必要な司書や社会教育主事を配置した。
- ・地域における学習支援機能の充実のため、県立図書館で、図書館関係職員研修やボランティア研修、親子読書関連研修などを開催した。

図書館関係職員（初任・専門・カウンター窓口業務等）研修：11回（参加者：211人）

島根県図書館協会関連研修：2箇所（参加者：107人）

ボランティア研修、親子読書アドバイザー講座等：9箇所（参加者：334人）

親子読書関連研修（保護者、保育士、学校司書等）：54箇所（参加者：1,515人）

青少年の人材育成の推進

- ・若者の地域参画促進を目的として、公民館職員による企画提案事業（2箇所）、大学生による企画・提案事業（1箇所）を実施した。

【評価、今後の対応】（社会教育課）

公民館活動の充実による「地域力」の醸成

- ・モデル公民館訪問研修では、県内の公民館等から46名の参加者があり、モデル公民館による取組説明、事例研究等に対し参加者の9割以上が「大変参考になった」「参考になった」と評価した。
- ・「地域力」醸成塾での取組を踏まえ、公民館活動の活性化を図る独自の事業を実施する自治体も出てきている。
- ・今後も、モデル事業の実施や研修会、事例集の発行等によりモデル公民館における取組を県内全域に広げていく。

社会教育研修センターにおける指導者養成機能の充実

- ・社会教育研修センターが実施した人材育成研修に2,176人の受講があり、市町村等や関係団体において、学習支援事業を企画・実施・運営できる社会教育実践者が増加している。
- ・引き続き、地域において住民の学習活動を支える社会教育指導者等の養成を行い、人材養成と調査・研究に特化した取組を進める。
- ・学習成果が個人内にとどまらず、地域課題の解決に向けた実践活動に結びつくよう指導者養成に力を入れていく。
- ・市町村の社会教育指導者・担当者、公民館関係者などの社会教育実践者や指導者のスキルアップやプログラム企画等に役立つ情報誌を今後も継続して発行する。

社会教育施設・青少年教育施設における学習支援機能の充実

- ・県立図書館が実施した公共図書館職員、学校図書館職員等を対象とした各種研修に2,167人の参加があり、職員等の資質向上が図られた。
- ・今後も県内すべての公立図書館サービスの充実や公立小中学校における学校図書館活用教育を推進するため、図書館の司書、ボランティア等の専門性を高めるための人材養成研修に継続的に取り組む。

青少年の人材育成の推進

- ・若者の地域参画促進事業では、モデル事業を実施することで、島根大学の学生が中心になり、地元の若者が地域活動に参加した。
- ・また、若手公民館職員によるモデル事業の企画・実施を通して若者が積極的に地域活動に参加するようなモデルを開発することができた。
- ・今後は、モデル事業をもとに若者の地域参画を促進する取組をさらに推進していく。

4 - (11) 生涯・競技スポーツの推進

【基本方針】

スポーツ活動等に参加しやすい環境づくりの充実

生涯にわたって県民誰もがスポーツ・レクリエーション活動に参加できるようにするため、体験する機会の提供や指導者の派遣など、参加しやすい環境づくりを進めます。

競技の普及、競技力の向上の一体的な推進

競技人口のすそ野を広げ、優秀な競技者を発掘して強化・育成するという、競技の普及と競技力の向上を一体的に推進します。また、スポーツを「する」選手・指導者、「見る」観戦者・応援者、「支える」地域の運営・支援体制の連携強化を進めます。

ジュニア層を中心とした競技力向上の推進

中国ブロックで開催する平成28年度全国高等学校総合体育大会、平成30年度全国中学校総合体育大会の準備・開催を契機に、ジュニア層を中心とした競技力向上を図ります。

運動部活動の活性化と指導者の育成の充実

運動部活動の活性化により、競技力向上を図るとともに、運動部活動の指導者の確保と資質の向上を図ります。

【平成26年度の取組の概要】(保健体育課)

スポーツ活動等に参加しやすい環境づくりの充実

- ・県内各地で10月のスポーツ推進月間を中心に年間を通してスポーツ・レクリエーション祭を開催し、様々な種目のスポーツ・レクリエーションを体験する場を設けた。
- ・しまね広域スポーツセンターと連携し、総合型地域スポーツクラブの設立・育成の支援や地域スポーツ指導者のスキルアップ研修等を実施した。
- ・健常者と障がい者がスポーツ・レクリエーション活動を一緒に楽しむことができるモデル事業を3団体で実施した。また、障がい者の方のスポーツ・レクリエーション活動への参加機会の拡大と誰もがスポーツを楽しむことができる環境づくりを目指してリーフレットを作成し、関係団体に配布した。

競技の普及、競技力の向上の一体的な推進

- ・国体候補選手を対象とした県外遠征や招請合宿等を実施するとともに、県外の優秀な指導者を招致し、県内指導者の研修会を実施した。
- ・学校や競技団体(国体選手や小中高生対象)にスポーツトレーナーやスポーツ栄養士等を33校2団体に72名を派遣した。

- ・選手やチームのサポートのため、国民体育大会（本大会及び中国ブロック大会）にコーチやトレーナーを派遣した。
- ・競技団体が行う地域と一体になった普及強化活動費を37団体に助成した。

ジュニア層を中心とした競技力向上の推進

- ・高校重点校指定競技や中学生指定競技の選抜選手を県外へ派遣するとともに、県外の強豪校等を招致し、県内高校生と合同練習等を実施した。
- ・平成28年度全国高等学校総合体育大会中国ブロック開催に向けての選手強化により、中高生の県外遠征や高校の招請合宿等のジュニア層の競技力向上・強化を図った。
- ・県内でチーム人数の多い4競技（サッカー、バレーボール、バスケットボール、ハンドボール）について、西部拠点校を指定し、県外遠征を実施した。
- ・国体競技にないオリンピック女子競技種目選手（高校生）の県外遠征を実施した。

運動部活動の活性化と指導者の育成の充実

- ・高等学校を対象とした選手強化のため、「特別体育専任教員制度」、「スポーツ推進教員制度」、「重点校制度」、「スポーツ特別推薦制度」を実施し、全国レベルの大会において活躍する選手の育成に取り組んだ。
- ・専門的技術指導力のある運動部活動指導者を必要としている中学校及び高等学校に171名の地域の優秀な指導者を派遣した。また、運動部活動指導者の指導力向上を図るための研修会を開催した。

【評価、今後の対応】（保健体育課）

スポーツ活動等に参加しやすい環境づくりの充実

- ・スポーツに取り組んでいる人の割合は微減したが、今後取り組んでみたいという人の割合は42.5%あることから、そういう思いの多い年齢層（女性30歳代：家族形成期）を対象とした取組を行っていく。
- ・スポーツ・レクリエーション祭では障がいのある方の参加が年々増えているので、今後も、関係団体とより一層連携して県民誰もが参加しやすいスポーツ・レクリエーション活動に取り組んでいく。
- ・総合型地域スポーツクラブの周知や助言等の支援を行うとともに、地域住民がスポーツ活動への参加意識を高めることにつながる事業や広報活動を推進する。
- ・健常者と障がい者が一緒にスポーツ・レクリエーション活動を楽しむことができる事業や障がい者のスポーツ・レクリエーション活動に対する指導者等の拡大を図ることにより、健常者と障がい者が一緒にスポーツ・レクリエーション活動を楽しむ場を増やしていく。

競技の普及、競技力の向上の一体的な推進

- ・国民体育大会の成年の部の入賞種目数は7種目と前年度より2種目の増えたものの、島根総合発展計画で目指している16種目には達していないので、競技団体が計画する中長期的な普及強化の取組を支援し、ジュニアから成年まで継続的に競技スポーツの推進に取り組んでいく。
- ・競技団体への助成を行うことにより、競技人口の拡大とそれに関わる指導者等の養成を行い、競技力の向上と競技の普及を図る。
- ・専門的な知識をもったトレーナーやスポーツ栄養士等のサポートによる選手の体づくりやコンディション調整等を支援する。
- ・県外遠征や招請合宿等を実施し選手強化を図るとともに、将来的にオリンピックや世界選手権などで活躍できる選手を輩出できるよう競技力の向上に努める。

ジュニア層を中心とした競技力向上の推進

- ・少年の全国大会での入賞種目数は52種目と前年度より2種目の減となったが、島根総合発展計画で目指している47種目に達していることから、今後も競技団体、中体連、高体連等各関係機関が連携しながら、競技力の向上に努めていく。
- ・将来的な展望に立った中・長期的対策を地域と一体となって実施することにより、ジュニア層の選手強化と普及並びに優秀な指導者の育成を図る。

- ・中国ブロックで開催される平成28年度全国高等学校総合体育大会の開催を契機に、ジュニア層を中心とした強化を図る。
 - ・西部拠点校制度により西部地区の競技の普及と強化を行っていく。
- 運動部活動の活性化と指導者の育成の充実
- ・専門的な知識を持った運動部活動地域指導者の派遣要望は年々増加しており、また、運動部活動地域指導者の派遣は、チームの競技力の維持・向上につながっていることから、今後も地域指導者の確保や充実により、部活動指導者の育成と運動部活動の活性化を図っていく。
 - ・全国レベルの優秀な指導者を招致し、指導法及び実技の研修を実施することで、指導者の資質や指導力向上を図る。

4 - (12) 文化財の保存・継承と活用

【基本方針】

文化財の保存・継承の推進

様々な文化財が良好な状態で次世代に継承されるよう、新たな文化財の指定、選定を行うとともに、保存、継承活動などへの支援を行います。

歴史文化情報の全国発信の充実

「神々の国しまね」プロジェクトなどにより高まった本県の歴史文化への関心を維持し、高めていくため、関係部局と連携を図りながら、県内外への継続的な情報発信を展開します。

歴史文化の調査研究の推進

島根固有の歴史文化の調査研究を推進します。

古代出雲歴史博物館などの活用推進

古代出雲歴史博物館などの施設では、展示機能や教育機能を中心に情報発信力を更に強化し、利用を促進します。

石見銀山遺跡の保全管理と情報発信

石見銀山遺跡の調査研究を進め、全容解明に向けて取り組むとともに、遺跡を適切に保全し、分かりやすく伝えていくための整備、活用、情報発信を大田市と連携して進めます。

【平成26年度の取組の概要】(文化財課)

文化財の保存・継承の推進

- ・文化財の保存修理等については、緊急性や必要性を把握し、予算を確保して、助成を行った。

歴史文化情報の全国発信の充実

- ・「出雲国風土記」に関する県外シンポジウム・連続講座、石見・隠岐の歴史文化に関する巡回講座、古代の歴史文化に関する優れた書籍を表彰する「古代歴史文化賞」などを開催し、県内外に情報発信を行った。

歴史文化の調査研究の推進

- ・島根の特色ある歴史文化について、基礎研究を行うとともに、基礎研究をもとに「古代王権と祭祀に関する比較研究」等のテーマ研究を行った。

古代出雲歴史博物館などの活用推進

- ・古代出雲歴史博物館では、指定管理者による広報誘客活動を強化するとともに、企画展、特別展、特集展などの展覧会を年6回実施した。風土記の丘では、特別展(2回)やミニ企画展(6回)などを実施した。また、歴博の小中高校生等を対象とした博学連携プログラムの実施、風土記の丘の各種イベントなど、様々な交流普及事業を実施した。

石見銀山遺跡の保全管理と情報発信

- ・石見銀山遺跡における間歩調査等の実施、建造物の保存修理等を行うとともに、県内外で石見銀山関連セミナーの開催や、英語版パンフレット作成など、国内外への情報発信を行った。

【評価、今後の対応】(文化財課)

文化財の保存・継承の推進

- ・歴史遺産保存整備事業として緊急性の高い建造物等の修理や記念物の整備など、合計48件を適切な時期に実施することができ、将来に発生する費用の抑制が可能になった。今後とも、島根県の歴史遺産の保存・継承に向け、必要性・緊急性を踏まえ、修理等への効果的な助成を行う。

歴史文化情報の全国発信の充実

- ・講座やイベント等を開催し、県内外で約4,400名の方々に島根の歴史文化の魅力を知っていただいた。今後とも、「古代歴史文化賞」や「出雲国風土記」をテーマとした県内外への情報発信、14県連携の古代歴史文化に関する共同研究など、島根の歴史文化の積極的な活用を行う。

歴史文化の調査研究の推進

- ・考古資料や風土記に関する基礎研究を進めるとともに、島根県の特色ある歴史・文化の研究を継続し、16件の調査研究成果を公表した。今後とも、島根の特色ある歴史文化の調査研究を進め、研究成果の公表を行う。

古代出雲歴史博物館などの活用推進

- ・古代出雲歴史博物館は、出雲大社大遷宮の効果が薄れたこともあり、入館者数は前年度比40%以上減少し、285,000人余りとなった。風土記の丘も前年度比15%以上減少し、24,000名余りとなったが、来館者には、島根の歴史文化の魅力を感じてもらうことができた。
- ・また、歴博の博学連携プログラムは小中高などあわせて91校、約5,000名の利用があり、風土記の丘では小・中学校、高等学校などの見学に加え、工作体験教室やこどもの日イベント(参加者約2,500名)などさまざまなイベントを実施し、延べ約4,400名(大人を含む)の参加者があった。
- ・今後とも、わかりやすい展示に努めるとともに、子どもや大人を対象にした島根の歴史文化に関する講座やイベントの開催など、幅広い情報発信し、施設の利用促進を図る。

石見銀山遺跡の保全管理と情報発信

- ・県内外で4回のセミナーを開催し、530名の参加があり、石見銀山の価値・魅力を発信することができた。今後とも、石見銀山遺跡を適切に管理し、その価値をより広く認知してもらうため、調査研究の成果をわかりやすく、国内外へ広く情報発信を行う。

3 島根県総合教育審議会の主な意見（平成27年8月11日開催）

